

平成 25 年三重県議会定例会
総務地域連携常任委員会説明資料
目 次

◎議案補充説明

1 議案第 34 号

三重県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案について…… 1

◎所管事項

1	生活交通に対する支援について……………	7
2	情報化推進の取組について……………	9
3	県と市町の地域づくり連携・協働協議会について……………	17
4	「美し国おこし・三重」の取組について……………	19
5	三重県スポーツ施設整備計画（仮称）（案）について……………	43
6	第 76 回国民体育大会の開催準備について……………	49
7	競技スポーツ水準の向上について……………	55
8	三重県スポーツ推進スローガンの応募・審査状況について……………	59
9	南部地域活性化に向けた取組について……………	61
10	熊野古道世界遺産登録 10 周年に向けた取組について……………	65
11	三重県離島振興計画（案）について……………	67
12	平成 24 年度包括外部監査結果に対する対応方針について……………	71
13	「三重県外郭団体等改革方針（案）」（地域連携部関係分）について……………	75
14	審議会等の審議状況について……………	77

【別冊資料】

- 別冊 1 三重県スポーツ施設整備計画（仮称）（案）
- 別冊 2 三重県競技力向上対策基本方針（仮称）（案）
- 別冊 3 三重県離島振興計画（案）

平成 25 年 3 月 15 日
地域連携部

1 議案第 34 号

三重県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案について

○三重県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

第一条関係（三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

改 正 案		現 行	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一～二 （略）	（略）	一～二 （略）	（略）
二の二 租税特別措置法第七十条の四第三十五項（同法第七十条の六第四十項において準用する所轄税務署長への通知（別表第二第七号の二の項イ及び二に掲げる許可並びに同表第七号の三の項イ及びハに掲げる協議に係るものに限る。）	津市、四日市の市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、東員町、朝日町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町	二の二 租税特別措置法第七十条の四第三十五項（同法第七十条の六第四十項において準用する所轄税務署長への通知（別表第二第七号の二の項イ及び二に掲げる許可並びに同表第七号の三の項イ及びハに掲げる協議に係るものに限る。）	津市、四日市の市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町
二の三～六の六 （略）	（略）	二の三～六の六 （略）	（略）
六の七 削除		六の七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下この項において「政令」という。）及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 イ 法第五十三条第一項の規定による育成医療に係る自立支援医療費の支給認定申請の受理 ロ 法第五十四条第一項の規定による育成医療に係る自立支援医療費の支給認定 ハ 法第五十四条第二項の規定	四日市市

による育成医療に係る自立支援医療機関の決定

ニ 法第五十四条第三項の規定による育成医療に係る自立支援医療受給者証の交付

ホ 法第五十六条第一項の規定による育成医療に係る自立支援医療費の支給認定の変更申請の受理

ヘ 法第五十六条第二項の規定による育成医療に係る自立支援医療費支給認定の変更認定及びその場合の医療受給者証の提出要求

ト 法第五十六条第四項の規定による育成医療に係る自立支援医療費支給認定の変更認定後の医療受給者証への記載及び返還

チ 法第五十七条第一項及び第二項の規定による育成医療に係る自立支援医療費支給認定の取消し及びその場合の医療受給者証の返還要求

リ 政令第三十二条第一項の規定による育成医療に係る自立支援医療費支給認定申請内容の変更の届出の受理

ヌ 政令第三十三条第一項の規定による育成医療に係る自立支援医療受給者証の再交付申請の受理及び交付

ル 省令第三十五条第一項の規定による育成医療に係る自立支援医療費支給認定申請書の受理

ヲ 省令第四十五条第一項の規定による育成医療に係る自立支援医療費支給認定変更申請書の受理

ヾ 省令第四十七条第一項の規定による育成医療に係る自立

六の八～七 (略)	(略)
七の二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町の区域にわたるものを除く。） イ～ヌ (略)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、東員町、朝日町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町
七の三 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町の区域にわたるものを除く。） イ～ホ (略)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、名張市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、東員町、朝日町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町

	<p>支援医療費支給認定申請内容 変更届出書の受理</p> <p>カ 省令第四十八条第一項の規定による育成医療に係る自立支援医療受給者証再交付申請書の受理</p> <p>キ 省令第四十八条第三項の規定による育成医療に係る自立支援医療受給者証の再交付後に発見した亡失受給者証の返納受理</p> <p>ク 省令第四十九条第一項の規定による育成医療に係る自立支援医療費支給認定の取消しによる医療受給者証の返還要求の通知</p>
六の八～七 (略)	(略)
七の二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町の区域にわたるものを除く。） イ～ヌ (略)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町
七の三 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町の区域にわたるものを除く。） イ～ホ (略)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、名張市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町

	町及び南伊勢町		南伊勢町
八～三十一 (略)	(略)	八～三十一 (略)	(略)
三十二 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年三重県条例第十七号。以下この項において「条例」という。)及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ～ハ (略)	津市及び鳥羽市	三十二 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年三重県条例第十七号。以下この項において「条例」という。)及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ～ハ (略)	津市、伊勢市及び鳥羽市
三十二の二～三十六 (略)	(略)	三十二の二～三十六 (略)	(略)

第二条関係 (三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

改正案	現行
<p>別表第二第五号の項ホ中「受理」の下に「及び法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による専用水道の業務委託の届出の受理」を加え、同項ヘ及びト中「による」の下に「専用水道の」を加え、同項チを削り、同項リ中「による」の下に「専用水道の」を加え、同項リを同項チに、同項ヌを同項リとし、同表第五号の四の項イ中 (イ) 及び (ロ) を削り、 (ハ) を (イ) とし、 (ニ) を (ロ) とし、 (ホ) を (ハ) とし、 (ウ) から (ヲ) までを削り、同項口を削り、同項ハを同項口とし、同項ニ中 (イ) を削り、</p> <p>「 (ロ) 法第六十九条第二項の規定による薬局開設者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者からの報告の徴収及びそれらの施設に係る立入検査等 」</p> <p>「 (イ) 法第六十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販</p>	<p>別表第二第五号の項ホ中「受理」の下に「及び法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による専用水道の業務委託の届出の受理」を加え、同項ヘ及びト中「による」の下に「専用水道の」を加え、同項チを削り、同項リ中「による」の下に「専用水道の」を加え、同項リを同項チに、同項ヌを同項リとし、同表第五号の四の項イ中 (イ) 及び (ロ) を削り、 (ハ) を (イ) とし、 (ニ) を (ロ) とし、 (ホ) を (ハ) とし、 (ウ) から (ヲ) までを削り、同項口を削り、同項ハを同項口とし、同項ニ中 (イ) を削り、</p> <p>「 (ロ) 法第六十九条第二項の規定による薬局開設者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者からの報告の徴収及びそれらの施設に係る立入検査等 」</p> <p>「 (イ) 法第六十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販</p>

売業者若しくは賃貸業者からの報告の徴収及びそれらの施設に係る立入検査等
 (ロ) 法第六十九条第三項の規定による薬局開設者からの報告の徴収及び施設に係る立入検査等

売業者若しくは賃貸業者からの報告の徴収及びそれらの施設に係る立入検査等
 (ロ) 法第六十九条第三項の規定による薬局開設者からの報告の徴収及び施設に係る立入検査等

改め、「法第七十条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、」を「法第七十条第一項の規定による」に改め、(ニ)及び(ホ)を削り、「法第七十二条第四項の規定による薬局開設者、」を「法第七十二条第四項の規定による」に改め、(ハ)を(ニ)とし、(ト)を削り、(チ)を(ホ)とし、「薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、」を削り、(リ)を(ハ)とし、(ヌ)を(ト)とし、(ル)を(チ)とし、(ヲ)から(カ)までを削り、(コ)を(リ)とし、「薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、」を削り、(ケ)を(ヌ)とし、(ク)から(セ)までを(ル)から(コ)までとし、(ウ)を削り、(ム)を(ケ)とし、同項二を同項八とし、同項ホ中「薬局開設又は」を削り、「若しくは賃貸業の許可証の」を「又は賃貸業の許可証の」に、「若しくは賃貸業の取消処分等」を「又は賃貸業の取消処分等」に、「若しくは賃貸業の許可台帳」を「又は賃貸業の許可台帳」に改め、同項ホを同項二とし、同表第二十六号の四の項中「四日市市」を「津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、いなべ市、志摩市及び伊賀市」に改め、同表第二十七号の項中「及び粉じんに関する規制」を削り、同表第三十号の項中

改め、「法第七十条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、」を「法第七十条第一項の規定による」に改め、(ニ)及び(ホ)を削り、「法第七十二条第四項の規定による薬局開設者、」を「法第七十二条第四項の規定による」に改め、(ハ)を(ニ)とし、(ト)を削り、(チ)を(ホ)とし、「薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、」を削り、(リ)を(ハ)とし、(ヌ)を(ト)とし、(ル)を(チ)とし、(ヲ)から(カ)までを削り、(コ)を(リ)とし、「薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、」を削り、(ケ)を(ヌ)とし、(ク)から(セ)までを(ル)から(コ)までとし、(ウ)を削り、(ム)を(ケ)とし、同項二を同項八とし、同項ホ中「薬局開設又は」を削り、「若しくは賃貸業の許可証の」を「又は賃貸業の許可証の」に、「若しくは賃貸業の取消処分等」を「又は賃貸業の取消処分等」に、「若しくは賃貸業の許可台帳」を「又は賃貸業の許可台帳」に改め、同項ホを同項二とし、同表第二十六号の四の項中「四日市市」を「津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、いなべ市及び志摩市」に改め、同表第二十七号の項中「及び粉じんに関する規制」を削り、同表第三十号の項中

ナ 条例第二十七条の規定による指導、助言及び勧告

を

ナ 条例第二十七条の規定による指導、助言及び勧告

を

ナ 条例第二十七条の規定による指導、助言及び勧告

ラ 条例第二十七条の五第二項の規定による指導及び助言

ム 条例第二十七条の六第一項の規定による勧告

ウ 条例第二十七条の六第二項の規定による勧告

に

ナ 条例第二十七条の規定による指導、助言及び勧告

ラ 条例第二十七条の五第二項の規定による指導及び助言

ム 条例第二十七条の六第一項の規定による勧告

ウ 条例第二十七条の六第二項の規定による勧告

に

キ 条例第二十七条の六第三項の規定による公表
ノ 条例第二十七条の六第四項の規定による意見を述べる機会の付与

キ 条例第二十七条の六第三項の規定による公表
ノ 条例第二十七条の六第四項の規定による意見を述べる機会の付与

改め、同表第三十一号の項中「、鈴鹿市及びいなべ市」を「及び鈴鹿市」に改める。

改め、同表第三十一号の項中「、鈴鹿市及びいなべ市」を「及び鈴鹿市」に改める。

附 則

附 則

(施行期日)

1 (略)

1 (略)

(処分、申請等に関する経過措置)

2～4 (略)

2～4 (略)

5 この条例の施行の際改正後の別表第二第二十六号の四の項に掲げる事務に係る条例又は規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後において津市長、伊勢市長、松阪市長、桑名市長、鈴鹿市長、名張市長、尾鷲市長、いなべ市長、志摩市長又は伊賀市長（以下この項において「津市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、津市長等がした処分その他の行為又は津市長等に対してなされた届出その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の際改正後の別表第二第二十六号の四の項に掲げる事務に係る条例又は規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後において津市長、伊勢市長、松阪市長、桑名市長、鈴鹿市長、名張市長、尾鷲市長、いなべ市長又は志摩市長（以下この項において「津市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、津市長等がした処分その他の行為又は津市長等に対してなされた届出その他の行為とみなす。

1 生活交通に対する支援について

1 県の支援概要

県は、県民の円滑な移動の手段を確保するため、バスや鉄道などの交通事業者に対して、広域的な基幹となる路線を中心に、国の制度を活用し沿線市町と協調するなどして支援しています。

また、今般、国の補正予算において、生活交通に対する防災、減災対策についての支援も盛り込まれたことから、それらも活用し、事業者を支援していきます。

(1) 鉄道に対する支援

①緊急老朽化対策

中小鉄道事業者が行う老朽化対策に対して、国の平成 24 年度補正予算に対応し、国、沿線市町と協調して支援します。

- ・対象：伊勢鉄道、三岐鉄道三岐線

②耐震対策

鉄道事業者が行う主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策に対して、国、沿線市と協調して支援します。

- ・対象：(主要駅) 近鉄四日市駅
(高架橋) 近鉄名古屋線 (四日市～川原町間)
近鉄湯の山線 (四日市～中川原間)
近鉄山田線 (伊勢市～宇治山田間)

③安全性対策

中小鉄道事業が行う安全性の向上に資する設備整備に対して、国、沿線市町と協調して支援します。

- ・対象：伊勢鉄道、三岐鉄道 (三岐線、北勢線)、伊賀鉄道

(2) バスに対する支援

①地域間を結ぶ幹線バス

複数市町をまたぐ地域間の幹線バスについて、県民、市町、事業者等が参画する県協議会で協議し、国と協調して支援します。

- ・平成 24 年度支援実績：2 社 38 系統

②NPOバス

NPO等が地域住民の移動手段を確保するために運営するバスを支援する市町に対して補助します。

- ・平成24年度支援実績：1市4系統

③市町自主運行バスに対する経過措置等

市町が国の補助制度を活用できるよう見直し等を行うための期間を考慮する観点等から、市町自主運行バスに対する県補助金については、一年間の経過措置を実施し、平成26年度分から廃止します。

なお、市町のバス路線が国の補助対象となるよう、市町の地域公共交通会議に参画するなどして、助言や情報提供等を行います。

- ・経過措置の内容

平成25年度においては、平成24年度当初予算額の1/2とする

2 今後の対応

今後とも県は、生活交通の維持・確保に向けて、適切な役割分担の下、国や市町、交通事業者等と連携し、しっかりと取り組んでいきます。

2 情報化推進の取組について

1 平成 25 年度情報システム関連予算について

平成 25 年度当初の情報システム関連予算の予算要求前審査対象額は、約 48 億 1 千万円で、前年度と比べ約 4 億 4 千万円増加しています。

これは、三重県情報ネットワークや給与システムなどの大規模なシステムの再構築によるものです。

今年度の審査において、これらの再構築を行うシステムを中心に機能や経費の見直しを行い、約 6 億 6 千万円の削減を行いました。

予算査定後の最終的な当初予算額は約 38 億 7 千万円となり、前年度と比較して、約 2 億 2 千万円増加しました。

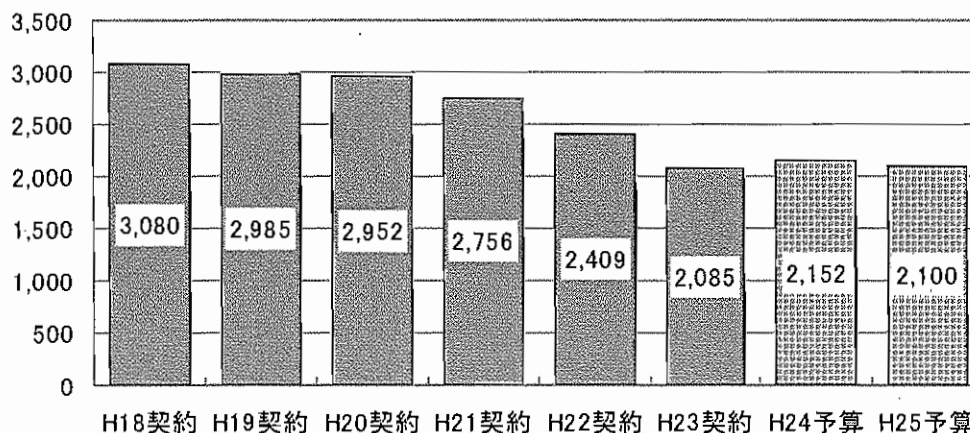
【予算要求前審査結果】

区 分		平成 24 年度当初予算	平成 25 年度当初予算
審 査	審査対象システム数	187 システム	188 システム
	審査対象額	43 億 8 千万円	48 億 1 千万円
	要求を妥当とした額	40 億 5 千万円	36 億 6 千万円
	予算検討を必要とした額	2 億 7 千万円	4 億 9 千万円
	削減額	6 千万円	6 億 6 千万円
当初予算額		36 億 5 千万円	38 億 7 千万円

2 IT投資コスト削減に向けたこれまでの取組の成果について

IT投資コストの削減のため、これまでトータルライフサイクルコストによる評価・調達の実施等の取組を進めてきましたが、その結果、県が運用している大規模システム^{注1}のうち、平成 18 年度以降継続して運用している 37 システムの運用管理費（ランニングコスト）は毎年減少を続け、25 年度の当初予算額は前年度と比べ約 5 千万円（約 2%）、18 年度と比較すると約 9 億 8 千万円（約 32%）減少しています。

【大規模システムのうち比較可能な 37 システムの運用管理費の推移】（単位：百万円）



注1) 大規模システム：共通基盤及び5年間の経費（将来見込みを含む）が1億円以上のシステム（50システムが該当）。全体経費の約90%を占め、大規模システム経費の約70%をランニングコストが占めている。

3 情報システム評価制度^{注2}について

これまで、予算要求前および契約前の支援、審査やシステム調達担当者の効率的な事務処理を支援するための調達ガイドラインの整備など、IT投資のPDCAサイクルにおけるP（企画、構想段階）、D（運用段階）に相当する取組を行ってきました。

しかし、現行の予算要求前審査においては、システムの必要性や緊急性、費用対効果等の観点から審査を行っているものの、システムの抜本的な見直し等を検討する時間が十分でないなどの課題がありました。

そこで、より早期から次期システムの方向性やあり方等について検討を開始するため、今年度においては、運用開始後2～3年を経過し、翌年度以降に予算要求を行うと想定される9つの大規模システムを選定し、担当者へのヒアリング等により現行システムの評価を実施しました。

その結果、汎用パッケージ製品の活用や、既存資産の有効活用のほか、システム化の目的に沿った機能改善、運用保守業務における一般的なヘルプデスク業務（ユーザからの問い合わせに対する電話対応等）の分離調達など、次期システム構築に向けた検討課題を明らかにするとともに、RFI（情報提供依頼）や他県調査の実施などの検討手法等についても支援を行いました。

さらに、平成25年度からは、中小システムについてもシステム評価を実施することで、PDCAサイクル全体を見通した全庁的なIT投資管理体制を確立し、継続的な改善を進めていきます。

注2) 情報システム評価制度：

システム開発や再構築時に想定した目的や創出される効果が、運用後に期待どおりに発揮されているかどうかを検証し、改善策に生かしていく取組で、IT投資のPDCAサイクルにおけるC（事後評価）、A（改善施策検討）のプロセスに相当する。

平成25年度情報システム関連予算額(システム別)

(単位:千円)

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額	
防災対策部	防災対策総務課	防災情報提供プラットフォーム	○	67,436	36,585	
		職員参集メール配信ASPサービス		1,292	1,292	
	消防学校	入校者管理システム		378	378	
戦略企画部	広聴広報課	県民の声データベースシステム		588	588	
		IT広聴事業システム(e-モニター)		1,260	1,260	
	統計課	統計業務LANシステム		54	54	
総務部	総務課	鉱工業生産指数 地域システム		420	284	
		時事通信社行政情報サービスiJAMP		983	983	
	行財政改革推進課	公益認定等総合情報システム		444	444	
	法務・文書課	法規集データベースシステム		3,045	3,045	
	人事課	人材マネジメントシステム	○	24,397	24,103	
		給与システム	○	661,073	445,003	
	財政課	起債管理システム		84	84	
		みえ政策評価データベース		828	820	
		予算編成支援システム	○	27,154	27,154	
	福利厚生課	三重県職員健康管理システム		492	630	
		給与システム(恩給年金事務システム)		6,788	6,788	
	総務事務課	総務事務関係システム開発等経費(含む運用委託費)		○	81,969	81,043
				○	223,565	220,755
			自動車税、自動車取得税の電子申告システム(OSSシステム)		9,359	1,764
			電子納付システム		12,078	10,316
	税務・債権管理課	総合税システム	電子申告システム	○	16,163	16,148
			不動産取得税家屋評価システム		1,124	1,124
			地方自治情報センター受委託業務		10,648	10,650
			地方税法第48条滞納整理支援システム		2,510	2,510
	管財課	公有財産管理システム		802	802	
			公用車予約管理システム		850	978
健康福祉部	食品安全課	食品衛生事務処理システム		756	756	
		と畜検査情報処理システム		7,879	3,716	
		食品等除去検査事務処理システム		397	397	
		医薬品等検査事務処理システム		536	641	
	薬務感染症対策課	メディカルバレー構想関連HP	薬務関係事務処理システム		735	735
			毒物劇物保有状況等データベースシステム		423	423
			FD申請・審査システム		1,347	1,347
			感染症発生動向調査システム		3,489	3,489
			麻薬関係事務処理システム		252	252
	地域福祉国保課	生活保護システム	生活保護システム		2,343	2,213
			援護システム		2,161	3,063
			生活保護等版医療レセプト管理システム		293	293
	長寿介護課	介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム		336	336	
			三重県介護保険事業者指定情報等管理システム		1,155	1,155
			介護給付適正化システム		75	120
	障がい福祉課	障害福祉サービス指定事業者等管理システム		898	920	
			三重県障害者手帳交付システム		706	706
			精神保健業務システム		1,298	1,298
			知的障害者相談支援システム		252	252
高齢者住宅・障害者住宅整備資金償還事務システム				63	63	

平成25年度情報システム関連予算額(システム別)

(単位:千円)

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額
	医療企画課	免許管理システム		1,626	1,626
	地域医療推進課	医療ネットみえ(広域災害・救急医療情報システム、お医者さん・歯医者さんネット)	○	78,310	78,310
	健康づくり課	特定疾患・先天性血液凝固・小児慢性特定疾患・育成・養育・不妊治療及び肝炎医療システム		3,024	3,024
	子育て支援課	(特別)児童扶養手当システム		1,329	1,249
		児童相談所児童記録システム		1,460	0
		母子及び寡婦福祉資金貸付金事務電算処理及び償還金口座振替処理システム		7,177	7,177
		母子寡婦福祉資金相談・貸付金システム		46,446	28,461
	草の実リハビリテーションセンター	新医療事務システム		548	524
	小児心療センターあすなろ学園	あすなろ学園医事システム		7,161	7,161
	保健環境研究所	保健環境研究所インターネット接続		55	55
環境生活部	環境生活総務課	環境総合情報システム	○	6,961	4,583
	新博物館整備推進PT	博物館情報システム	○	145,754	145,754
		新博物館情報ネットワーク(行政WAN)追加業務		2,940	2,940
		新県立博物館LANに接続インターネット回線		470	470
	大気・水環境課	環境総合監視システム	○	11,544	12,038
		自動車交通騒音面的評価支援システム		4,000	2,330
	廃棄物監視・指導課	産業廃棄物監視・指導支援システム		4,147	2,226
	人権センター	人権センター(図書システム)		370	370
	図書館	三重県情報ネットワーク運用のための通信回線の利用		453	453
		図書館総合情報システム	○	5,809	5,809
美術館	美術館バーチャルミュージアム		137	137	
斎宮歴史博物館	斎宮跡調査管理システム		627	627	
地域連携部	水資源・地域プロジェクト課	土地取引規制実態統計処理システム		294	294
		三重県ホームページ及び情報提供システム(MACS)	○	22,058	22,058
	IT推進課	県政情報動画配信システム(VMACS)		5,895	5,895
		テレビ会議システム		1,294	1,294
		アンケートシステム		630	630
		総合文書管理システム	○	55,642	43,267
		三重県電子申請・届出システム	○	17,231	17,231
		三重県GIS(MieClickMaps,M-GIS)	○	16,715	16,125
		グループウェア	○	10,678	10,678
		三重県情報ネットワーク	○	799,781	379,663
		職員ユーザ認証システム	○	5,670	5,670
		光ファイバーケーブル	○	5,693	5,258
		三重県中小システム統合サーバ	○	38,149	31,692
		三重県リモート保守環境(共通機能基盤)	○	7,278	3,903
		公的個人認証サービス		34,196	30,612
		総合行政ネットワーク	○	48,924	48,924
		職員アカウント集中管理システム	○	791	791
		簡易WEBデータベースシステム		1,136	1,012
		職員ポータル及び所属イントラネットホームページ		1,635	1,635

平成25年度情報システム関連予算額(システム別)

(単位:千円)

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額
		情報基盤整備三重県行政WAN運用管理	○	71,911	71,611
		情報基盤整備一人一台パソコン	○	83,029	84,461
		情報基盤整備三重県行政WAN(インフラ)	○	31,273	24,686
		情報基盤整備ファイアウォール関連システム	○	7,031	3,881
	市町行財政課	住民基本台帳ネットワークシステム	○	167,369	150,897
		起債管理システム		100	100
農林水産部	フードイノベーション課	三重ブランド情報発信HP		6	6
	農畜産課	三重県土壌診断・堆肥流通支援システム		977	0
		担い手育成課	三重県農業近代化資金システム		4,784
	森林・林業経営課	森林資源情報管理システム(森林GIS)		1,775	1,775
	水産資源課	漁獲管理情報処理システム		208	208
	水産経営課	漁業近代化資金利子補給計算システム		188	188
	農業研究所	植物工場施設効率分析診断システム		103	103
	林業研究所	林業研究所インターネット接続		57	57
	水産研究所	NOAA/HRPT受信解析装置保守		735	735
		水産研究所インターネット接続		86	86
雇用経済部	雇用対策課	ホームページ「おしごと三重」		350	300
	金融経営課	貸付金管理システム		63	63
	津高等技術学校	津高等技術学校ホームページ		32	32
県土整備部	県土整備総務課 公共事業運営課	県土整備部予算システム		80	80
		三重県公共事業電子調達システム	○	160,831	159,945
		公共工事進行管理システム	○	56,443	56,443
		公共工事設計積算システム	○	93,851	83,771
		公共事業情報統合データベース	○	7,232	7,232
	道路管理課	道路情報管理システム		3,000	3,070
		河川・砂防課	河川情報提供業務		2,218
	新土砂災害情報提供システム			5,072	5,072
	下水道課	下水道台帳システム		1,050	1,050
		固定資産台帳及び企業会計支援システム		420	420
			建築開発課	開発許可システム	
	住宅課	宅建業システム		1,568	1,568
		建築確認支援システム(建築行政共用DBシステム)		3,304	3,304
		県営住宅使用料等口座振替システム		1,182	1,182
出納局	出納総務課 会計支援課	財務会計・予算編成支援システム	○	244,340	89,254
		三重県物件等電子調達システム	○	36,849	36,849
企業庁	企業総務課	企業庁ファイルサーバシステム		406	406
		企業庁一人一台パソコン	○	1,467	1,467
	財務管理課	企業庁財務会計システム		2,163	2,163
	北勢水道事務所	維持管理情報システム(マッピング)		9,755	13,430
	中勢水道事務所	維持管理情報システム(マッピング)		3,000	2,999
	南勢水道事務所	維持管理情報システム		1,512	1,512
病院事業庁	県立病院課	財務会計システム		14,982	14,472
		こころの医療センター	医事電算システム		729
	一志病院	オーダリングシステム	○	5,256	5,256
		薬品管理システム		347	347
		医療事務オンラインシステム		7,154	2,886
議会事務局	議会事務局	会議録検索システム		1,815	1,815
		三重県議会図書室図書管理システム		515	515

平成25年度情報システム関連予算額(システム別)

(単位:千円)

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額	
教育委員会 事務局	教育総務課	学校情報ネットワークシステム	○	208,731	208,680	
		小中学校ネットワークシステム(小中学校給与・旅費システム)	○	71,453	69,788	
	予算経理課	三重県高等学校授業料等口座振替システム		8,270	8,893	
		県立学校事務処理マニュアル「事務提要ウイキ」		1,029	294	
		奨学金管理システム		1,701	1,701	
		三重県高等学校等修学奨学金口座振替等システム		1,179	1,179	
	教職員課	教職員人事管理システム	○	31,090	30,944	
	福利・給与課	義務教育費国庫負担金等算定システム		8,040	7,319	
		退職手当算定システム		1,169	1,169	
		小中学校給与システム		3,993	3,993	
		小中学校旅費システム		3,214	3,148	
		過重労働対策報告システム		1,038	1,038	
	学校施設課	公立学校施設整備費執行事務管理システム		517	517	
	高校教育課	各県立学校のパソコン教室	○	228,039	223,462	
		県立学校図書館資料共有ネットワークシステム		2,200	2,200	
		県立高等学校紹介ホームページ		290	290	
	人権教育課	人権・同和教育学習教材作成用コンピュータ		74	74	
	研修指導課	ネットDE研修システム		6,808	6,765	
		コンピュータネットワーク総合研修システム	○	10,992	10,978	
	三重県警察	警察本部会計課	三重県警察遺失物管理システム		5,411	3,601
			三重県警察国費旅費管理システム		1,319	1,319
		警察本部情報管理課	県警ネットワーク基盤整備	○	117,041	112,074
			運転免許管理システム	○	58,110	61,340
三重県警察インターネット接続システム			○	16,782	14,291	
自動車保管場所管理システム				4,000	4,000	
車両関係システム				1,011	1,009	
情報管理システム			○	20,857	20,809	
捜査管理システム				1,375	1,375	
警察本部広聴広報課		文書管理システム		5,141	4,095	
		犯罪被害者総合支援システム		5,614	5,614	
警察本部生活安全企画課		三重県警察ホームページ		880	872	
		GIS活用の地理情報提供システム		474	474	
警察本部通信指令課		三重県警察通信指令システム	○	210,239	210,239	
警察本部少年課		マインドネットシステム		1,071	756	
		児童ポルノ検索システム		307	284	
警察本部生活環境課		サイバー犯罪捜査支援システム		1,793	1,793	
警察本部組織犯罪対策課		暴力団情報・国際犯罪情報管理システム		4,397	4,397	
		疑わしい取引情報照合システム		459	459	
警察本部鑑識課		三重県指紋情報管理システム	○	70,402	69,112	
警察本部科学捜査研究所		ビデオ画像鑑定システム		1,838	1,838	
警察本部交通企画課		交通情報総合管理システム(TIAS)		2,960	2,960	
警察本部交通規制課		自動車保有関係手続きのワンストップサービスシステム(OSS)の整備		231	231	
	交通管制システム	○	8,400	8,400		
警察本部交通指導課	解析図化機リース		1,487	1,487		
	交通事故自動見分システム		263	263		

平成25年度情報システム関連予算額(システム別)

(単位:千円)

部局名	所属名	システム名	大規模	審査対象額	予算額
		三重県警察放置駐車違反管理・処理システム		7,122	7,122
	運転免許センター	ICカード免許証発行システム	○	32,026	32,026
		運転免許証ファイリングシステム(現行システム分)		4,988	4,988
		国外運転免許管理システム		590	590
		運転免許管理システム(講習関係)		2,964	2,964
		運転免許管理システム		4,102	4,102
合計		188	50	4,814,741	3,869,836

大規模システム審査対象額・予算額合計 4,429,789 3,530,441

3 県と市町の地域づくり連携・協働協議会について

1 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」について

平成20年5月に制定された「三重県地域づくり推進条例」第4条において、「県は、地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させることとする」と県の役割が規定されています。

このため、県では、同条例に規定された県の役割を実現するため、平成21年2月に「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を市長会、町村会との共管で設立し、地域づくりの基盤の整備に向けた取組を進めています。

2 平成24年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の開催状況について

(1) トップ会議

平成25年度当初予算の議論に間に合うよう7～8月を中心に開催しました。

① 1対1対談

6月22日から10月20日の間に、開催を希望する28市町で開催し、知事と市町長が市町固有の課題について議論を行いました。

② サミット会議

6月26日から1月15日の間に7回開催（尾鷲地域と熊野地域、津地域と鈴鹿地域が合同）し、県内9地域の全てで、知事と関係市町長が地域共通の課題について議論を行いました。

(2) 調整会議

全県会議の調整会議を2回開催し、検討会議の設置や、3月28日に開催する総会での決定・報告事項等について協議しました。

地域会議の調整会議を、各県民センターにおいて計25回開催し、検討会議の設置や、トップ会議等について協議しました。

(3) 検討会議

全県会議の検討会議を、昨年度から検討している「暴力団排除に関する連携・協力のあり方」をテーマに3回開催しました。

地域会議の検討会議を、各県民センターにおいて、20テーマについて計97回開催しました。また、検討会議で協議された課題に対して実効性のある支援を行うため、6テーマ8事業に対して、「地域づくり支援補助金」による支援を行いました。

3 今後の運営について

今後の運営について、協議会がより効果的で有意義な議論の場となるよう、次のとおり提案し、3月28日に開催する総会で、市町長の皆さんと今後の協議会の運営や規約の改正について協議を行います。

(1) これまではトップ会議の中で「1対1対談」「サミット会議」を開催してきましたが、両会議の区別を明確にするため、トップ会議という名称を廃止し、「1対1対談」「サミット会議」を規約に位置づけます。

「1対1対談」は翌年度の当初予算の議論に間に合うよう6～9月を中心に開催、「サミット会議」は地域共通の課題について議論が必要な場合に当該地域の1対1対談の終了後に開催します。

(2)「1対1対談」の開催にあたっては、市町の希望にできる限り応えられるように、十分な調整を行います。なお、市町間の公平を図るため、開催に要する経費のうち、会場の借り上げや手話・要約筆記対応については県と市町で負担することとします。

4 取組状況の報告について

本協議会の取組状況を、毎年9月に「地域づくり実施状況報告書」として取りまとめ、県議会に報告するとともに、県ホームページで公表します。

また、「1対1対談」を踏まえた県の対応状況について市町に報告を行うほか、「1対1対談」「サミット会議」の内容について県ホームページ等で積極的に県民に公開します。

平成24年度の取組の詳細については、25年9月定例会議で報告をする予定です。

4 「美し国おこし・三重」の取組について

1 地域での美し国おこし

(1) 座談会等の開催状況

「地域づくりに取り組んでいる」または「これから始めようとする」住民の皆さんを対象に、地域の課題や将来の展望を語る場である座談会、説明会等を市町と調整の上、平成24年度は、2月までに656回開催しました。

(2) パートナーグループ登録の状況

「美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、自発的に地域をよりよくしていこうとする活動を行うパートナーグループに、平成24年度は、2月までに新たに164グループが登録し、2月末時点で502グループの登録となりました。

(3) 拡大座談会の開催

平成24年度は、2月までに県内20か所で開催し、延べ1,399人に参加いただきました。[別紙1参照]

(4) サポートメニュー

① 人材育成研修

パートナーグループや中間支援組織の皆さん、県・市町職員等を対象として、マネジメント研修を次のとおり実施しました。

鈴鹿会場（9月12日（水）、42人）、尾鷲会場（10月10日（水）、26人）、伊賀会場（10月31日（水）、28人）

② 専門家派遣の実施

パートナーグループの活動を活性化し、課題を解決するため、パートナーグループの要請に基づき、プロデューサーと協議の上、専門家の派遣を行っています。平成24年度は、2月までに24件、61回（日）の派遣を行いました。

③ 財政的支援の実施

プロジェクトを企画し、認定を受けたパートナーグループに対し、自立・持続していくために必要な初期投資にかかる経費を、市町の考え方に沿って、1回に限り市町とともに支援しています。平成24年度は、パートナーグループに対して3件、市町が参画する実行委員会に対して2件、計5件のプロジェクトが採択されました。

2 テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし

(1) 「地域の誇り・地域の夢」

「人と地域の絆づくり」の理念に基づき、『地域の誇り・地域の夢』をテーマとして、歴史・文化をとおした人々と地域のつながりを深め、地域の誇りを見つめ直し、豊かな地域社会づくりをめざすテーマプロジェクトに取り組みました。

具体的には、パートナーグループをはじめとして地域づくりに取り組むグループ・団体の皆さんが自分たちの地域にまつわる歴史や逸話・謂われ等の「物語」を活用して、自らの活動を促進するとともに、地域資源の付加価値を高め、元気な地域づくりにつなげていく「物語おこしプロジェクト」を10月下旬～12月下旬にかけて県内各地で展開しました。

[別紙2参照]

(2) 「つむぐ想い・つながる心」

「人と人の絆づくり」の理念に基づき、『つむぐ想い・つながる心』をテーマとして、絆づくりの場や機会をつくることで、一人ひとりが絆を紡ぎあげ、誰もがお互いに支えあい、助け合える環境づくりをめざすテーマプロジェクトに取り組みました。

具体的には、パートナーグループをはじめとして地域づくりに取り組むグループ・団体の皆さんがそれぞれの活動において、「人と人の絆づくり」に向けた「場づくり」を目的とした、ユニークな企画とその運営を行うことで、自らの活動を促進し元気な地域づくりにつなげていく「人と人の絆の場づくりプロジェクト」などを8月下旬～1月下旬にかけて県内各地で展開しました。[別紙2参照]

(3) テーマプロジェクトにおける主な情報発信事業

① みんなで動くと、こんなにすごい！「美し国おこし・三重」フォトコンテストの実施

平成24年度に展開しているテーマプロジェクトを広く発信し、より多くの県民の皆さんのテーマプロジェクトへの参加・参画を促進するため、フォトコンテストを平成24年8月5日（日）から平成25年1月25日（金）まで実施しました。

74名から192作品の応募があり、平成25年2月上旬に、浅田政志氏（三重県出身写真家）を審査委員長とする審査会で入賞作品を決定しました。

② ラッピング電車(2両)におけるフォトコンテストポスター集中掲出

フォトコンテストの告知と「美し国おこし・三重」のPRを目的として、近畿日本鉄道(株)の名古屋線などで運行中の「美し国おこし・三重」ラッピング電車車内のドア横、中吊りすべてのポスター枠に、「美し国おこし・三重」

フォトコンテスト募集ポスターを集中掲出する^{アド}ADトレインを平成24年10月1日(月)から10月28日(日)まで運行しました。

また、「美し国おこし・三重」フォトコンテストの入賞作品等を集中掲出する^{アド}ADトレインを、平成25年3月2日(土)から3月29日(金)まで運行しています。

なお、「美し国おこし・三重」ラッピング電車については、これまで、1両のみで運行していたものを、平成24年10月1日から新規に1両追加し2両編成で運行しています。

3 「ワクワク!うまし発見フェスタ ～みえの地域づくり大集合～」(平成24年度「美し国おこし・三重」成果発表・交流会)の開催

地域づくりを実践している皆さんをはじめ、広く県民の皆さんに参加を呼びかけ、これまでの「美し国おこし・三重」の取組や地域づくりを実践しているグループの皆さんの活動成果を発表し、相互の交流・連携を促進するため、「ワクワク!うまし発見フェスタ ～みえの地域づくり大集合～」(平成24年度「美し国おこし・三重」成果発表・交流会)を次のとおり開催しました。

日時：平成25年3月2日(土)10:00～16:00 参加・来場者 約3,700人

場所：メッセウイング・みえ(津市)

内容：【展示・物販ゾーン 1F】

三重県のうまし味・技・コトが大集合!(69ブース)

【メインステージ 1F】

第1部 講演会

講演：阿蘇ゆるっと博を通じた地域づくりと滞在交流型観光

講師：坂本英俊さん〔株)マインドシェア観光地域づくりプロデューサー(前財)阿蘇地域振興デザインセンター事務局長〕

第2部 宮川フォーラム2013

講演：清流宮川とお魚たち

講師：さかなクン(東京海洋大学客員准教授)

【大研修室 2F】 中山間地域活性化シンポジウム

【中研修室 2F】 つながりワークショップ

4 「美し国おこし・三重」評価委員会(2月25日開催)での主な意見

平成25年2月25日(月)に、今年度3回目の「美し国おこし・三重」評価委員会を開催しました。委員からの主な意見は、別紙3のとおりです。

5 「美し国おこし・三重」平成25年度実施計画(案)の概要

「美し国おこし・三重」平成25年度の実施計画を策定しているところであり、その概要は、別紙4のとおりです。

6 県民力拡大プロジェクト及びプレイベント

平成26年に実施する予定の県民力拡大プロジェクトとその前年に行うプレイベントにつきましては、別紙5のとおり、検討を進めています。

平成24年度拡大座談会開催予定・実績

H25. 2. 28現在

名 称	内 容	実施日	場 所	参加者数	備 考
1 「美し国おこし・三重」くわな手作り大縁会 ～みんなで作るしあわせネットワーク～ (桑名地域拡大座談会)	・はんどめいどマーケット ・xChange ・プロアクションカフェ ・各種体験講座	6月2日 (土)	くわなメディア ライヴ	350	桑名ハンドメイドの会と 共同開催
2 「美し国おこし・三重」熊野市拡大座談会 ～木本「まちあるき」とふりかえり座談会～	・まちあるき ・ふりかえり座談会	6月3日 (日)	紀南ツアーデ ザインセン ター他	50	木本古道通りの会、木本探 検倶楽部、松本時・熊野市 部会、日本風景街道「伊勢 熊野みち」推進協議会と共 同開催
3 エコイベントを考える交流会 (「美し国おこし・三重」四日市地域拡大座談会)	・講演 ・交流会	7月21日 (土)	三重県鈴鹿山 麓研究学園都 市センター	25	Mie 子どもエコフェア の開催に合わせ実施
4 「ぼうさい☆くまの」拡大座談会	・座談会	7月27日 (金)	熊野庁舎会議 室	18	「私達の故郷を地震や津 波から守り隊」と共同開 催
5 「美し国おこし・三重」第2回桑名地域拡大座談会 人と人の絆づくり～親と子の「ほのぼのプレイク」 ～	・各種体験講座 ・音楽交流会 ・座談会	8月26日 (日)	ながしま遊館	67	NPO福祉ネットどんぐり と共同開催
6 「美し国おこし・三重」四日市地域絆づくり大縁会	・座談会 ・活動、成果発表 ・販売、展示等	9月22日 (土・祝)	天然温泉 ユニー・カ イカン	73	リプロ協協力により開催
7 第2回「食」と「農」でつながる拡大座談会 (鈴鹿地域拡大座談会)	・講演 ・座談会	10月2日 (火)	「鈴峰の里」 及びSakura- café	29	
8 プチ女子会in外宮・せんぐう館 (伊勢地域拡大座談会)	・せんぐう館見学 ・交流会	10月3日 (水)	伊勢菊一	12	
9 「美し国おこし・三重」拡大座談会「浦々のかあ ちゃん大集合」(尾鷲地域拡大座談会)	・グループ活動紹介 ・ワークショップ ・交流会	10月16日 (火)	三重県立熊野 古道センター	13	
10 「美し国おこし・三重」伊勢地域拡大座談会 ～舟敷戸畔の謎解明プロジェクト ぶらっといこ かあ～	・講演 ・まち歩き ・交流会	10月28日 (日)	紀勢老人福祉 センター	25	
11 「美し国おこし・三重」伊賀地域拡大座談会 ～皆さんの活動について私たちに色々と教えてくだ さい～	・交流会 ・情報交換会	11月19日 (月)	ゆめぼりすセ ンター	24	
12 「美し国おこし・三重」第3回桑名地域拡大座談会 人と人の絆づくり～参加・体験・交流～	・交流会 ・展示、販売、教室等	12月8日 (土)	くわなメディア ライヴ	360	
13 助成金の申請&活用勉強会・交流会「なるほど！助 成金申請書はこう書けばよかったんかあ～！！」 (伊勢地域拡大座談会)	・勉強会 ・交流会	12月16日 (日)	三重県伊勢庁 舎	10	TEAM笑美Sと共同開催
14 第2回「歴史×文化×物語」拡大座談会・東海道 「庄野宿」まちなみ探検プロジェクト(鈴鹿地域拡 大座談会)	・講演 ・まち歩き ・交流会	1月14日 (月・祝)	庄野公民館	47	
15 「美しCafé 新年会」 ～障がいを持つ子どもの教育を考える～(四日市地 域拡大座談会)	・交流会	1月16日 (水)	四日市市 なやプラザ	24	
16 「美し国おこし・三重」津地域第1回拡大座談会 ～みんなで考えよう まちづくり～	・講演 ・交流会	1月20日 (日)	津市美杉総合 開発センター	101	津市と共同開催
17 「美し国おこし・三重」伊勢地域拡大座談会～倭姫 命の巡行地と一之瀬城址散策～	・講演 ・まち歩き ・交流会	1月27日 (日)	一之瀬公民館	35	
18 「美し国おこし・三重」川越町拡大座談会「happy share party?」	・交流会 ・エクステンジ	2月13日 (水)	川越町総合セ ンター	30	社会福祉法人川越町社会 福祉協議会と共同開催
19 「美し国おこし・三重」東大和西三重地域広域プロ ジェクト拡大座談会	・講演 ・ワークショップ	2月21日 (木)	名張産業振興 センターアス ピア	50	東大和西三重地域広域プロ ジェクト、大菜屋女をしの ぶ会と共同開催
20 「美し国おこし・三重」拡大座談会 引本ひもとき まちあるき ～遊覧船体験と引本まちあるき～(尾 鷲地域拡大座談会)	・まち歩き ・交流会	2月24日 (日)	紀北町引本公 民館	56	交流空間みやま、日本風景 街道「伊勢熊野みち」推進 協議会と共同開催
21 熊野地域拡大座談会 ～まちなか案内人と行く！再 発見の「木本まちあるき」～	・まち歩き ・交流会	3月3日 (日)	紀南ツアーデ ザインセン ター	-	木本探検倶楽部、木本古 道通りの会と共同開催
22 「美し国おこし・三重」松阪・伊勢・尾鷲地域拡大 座談会 Vol. 2プチ女子inおわせ～浦々のかあちゃん 集まれ～	・夢古道、天満浦荘見学 ・交流会	3月7日 (木)	三重県立熊野 古道センター	-	
23 このゆびとまれ！わくわくフェスタ「美し国おこ し・三重」第4回桑名地域拡大座談会	・講演 ・映画上映&ワークショップ	3月17日 (日)	東員町保健福 祉センター	-	とういんボランティア市民 活動支援センター、東員町 と共同開催
24 「美し国おこし・三重」津地域第2回拡大座談会 『自立していくための事業 ～想いを形にするた めに～』	・講演 ・交流会 ・パネルディスカッション	3月20日 (水・祝)	三重県津庁舎	-	NPO法人a trio、NPO法人 津市NPOサポートセン ターと共同開催
25 「美し国おこし・三重」伊勢地域拡大座談会「第3 回いせ市民活動フェスティバル」	・講演 ・交流会 ・出展	3月23日 (土)	いせ市民活動 センター	-	
26 熊野地域拡大座談会『地域の人がつながり、支えあ うために』～紀伊半島大水害を忘れない！体験か ら学ぶ市民活動の役割～	・事例発表 ・グループ討議	3月24日 (日)	御浜町役場	-	

参加者数計 1,399

平成24年度 テーマプロジェクト実施事業【合計33事業】

テーマ「地域の誇り・地域の夢」物語おこしプロジェクト【16事業】

※TPM:テーマプロジェクトミーティング

No	代表グループ・団体	市町	提案事業名	実施時期
企画提案事業【5】				
1	菰野民話語りの会	菰野町	民話でめぐる菰野ぐるり（東海民話フォーラム）	TPM:8/4 9/1 10/6 11/3 12/1 フォーラム:12/2
2	鈴鹿不断桜グループ	鈴鹿市 伊勢市 熊野市	「美し国・三重」の物語おこし 紙芝居キャラバン隊	TPM:7/20 上演会:11/11 11/25 12/17
3	伊賀暮らしの文化探検隊	伊賀市	古地図から見る町家ぶらり探検	TPM:8/18 9/8 10/13 まち歩き:11/10
4	関船衆	紀北町	引本ひもときプロジェクト	TPM:9/23 関船祭り:10/21 調査発表会:11/11
5	尾呂志地区活性化プラン推進委員会	御浜町	「尾呂志の歳時記」体験イベント（みんなでやろらい！未来へ伝える「尾呂志の歳時記」づくりプロジェクト）	TPM:7/28 9/29 交流会:12/9
地域イベント事業【10】				
6	桑名の千羽鶴を広める会	桑名市	狂歌に秘められた恋物語	10/28
7	ふるさと三重を愛する会	四日市市	三重ふるさとウォーク	11/11
8	金王道ふれあい探訪ウォーキング	亀山市	金王道ウォーキング	11/10
9	安濃津ガイド会	津市	津を極めるシリーズ 巻の二「鑄物師辻家」を極める	12/1
10	史跡齋宮跡・伊勢街道まちづくり会	明和町	伊勢街道ウォークと齋宮浪漫まつり	10/27
11	蒲生氏郷公顕彰会	松阪市	蒲生氏郷公が築いた松坂城跡や堀跡をめぐるウォーク（氏郷まつり同時開催）	会長病気のため中止
12	牛草山を守る会	度会町	度会町日向コースで牛草山に登ろう	雨天のため中止
13	ISOMON6、アンチョビ・サーデン錦、戸岬の会	大紀町	丹敷戸岬の謎解明プロジェクト「ぶらっといこか〜！」	10/28
14	民活『伊賀隠史サイエンス』	名張市	壬申の乱の道、そして齋宮へ	10/27
15	天女座 天女の会	熊野市	天女神楽	11/24
実行委員会主催事業【1】				
16	アラマタ流 物語おこし(荒俣宏 講演会)	津市	荒俣宏氏(作家)による物語おこし講演会の開催	講演会:11/25

テーマ「つむぐ想い・つながる心」人と人の絆の場づくりプロジェクト【15事業】

No	代表グループ・団体	市町	提案事業名	実施時期
企画提案事業【5】				
1	特定非営利活動法人 霞ママズIT倶楽部	四日市市	子育て支援団体とママとの絆づくり「三重子育てITフォーラム2012」facebookを活用しバーチャルな出会い～実際の交流～より深いつながりへ	TPM(セミナー):8/24、9/21、10/19、11/20 フォーラム:12/5
2	「太陽の宴」実行委員会	四日市市	太陽の宴2012開催事業～市民手づくりの環境・防災・音楽イベントを目ざして～	TPM:8/24 太陽の宴2012:9/29、30(9/30PMは台風のため中止)
3	四日市ウミガメ保存会	四日市市	漂着ゴミ問題を考える答志島奈佐の浜海岸清掃とシンポジウム等開催事業	TPM:8/23、8/29 奈佐の浜海岸清掃とシンポジウム:9/8
4	特定非営利活動法人 災害ボランティアネットワーク鈴鹿	鈴鹿市	子ども防災サミット	TPM:8/4、5 子ども防災サミット:H25/1/17
5	「竹の都・明和」農業生産研究会	松阪市 明和町	竹燻夜 -TAKETOYA- キャンドルナイト&イルミネーションin松阪	TPM:10/1(啓発説明会) 竹燻夜:10/28 → 大雨のため中止
地域イベント事業【10】				
6	NPO福祉ネット どんぐり	桑名市	親と子の「ほのぼののブレイク」	8/26
7	磯津環境学校	四日市市	磯津環境学校	8/25
8	Sakura café プロジェクト	鈴鹿市	夏休みクラフト体験	8月に8回
9	亀山"駅"サイティングまつり実行委員会	亀山市	亀山"駅"サイティングまつり	10/14
10	特定非営利活動法人 海の達人	津市	第7回海のバリアフリーまつり	9/8-9
11	ミズ・ネットワーク松阪	松阪市	東海・北陸商店街おかみさんサミット IN 松阪	9/5
12	膳	大紀町	マコモ収穫祭	10/14
13	イガデハク実行委員会	伊賀市	イガデハク@伊賀でデザイン博	11/30 12/1 12/2
14	交流空間みやま、天満浦百人会、ふるさと企画舎	尾鷲市 紀北町	尾鷲・紀北地域のソーシャルレジャー	10/20 11/18 12/8
15	熊野元氣塾	御浜町 紀宝町	地域づくりボランティア交流事業	8/17～21

テーマ「つむぐ想い・つながる心」人と人の絆づくり実践プロジェクト【コアイベント2事業】

No	名称	内容	実施時期
1	M祭(三重県総合文化センターのこどものおまつり)2012	パートナーグループ(3PG)のワークショップなど	8/5
2	全国ボランティアフェスティバルみえ	第13分科会(4PG出演による講演)、拡大分科会(ワールドカフェ)	9/29.30 (9/30PMの拡大分科会は台風のため中止)

「美し国おこし・三重」評価委員会(平成 25 年2月 25 日)主な意見概要

1 平成 24 年度「美し国おこし・三重」の検証・評価について

- ・ 「美し国おこし・三重」の取組も約 4 年間が経過し、自発的に複数のグループ同士が連携した取組が実施されたり、座談会での話し合いを契機として地域資源を活用した商品開発が行われるなど、成果も表れてきており、また、平成 24 年度のパートナーグループ登録数は前年度実績を大幅に超えるなど、地域の皆さんが地域づくりに自発的に取り組む機運も向上してきている。
- ・ しかし、この取組があと 2 年であるということをお案すると、この取組が終了した後も自立・持続可能で元気な地域づくりが各地で続けられるよう、県内の中間支援組織・機能を担うグループ・団体や地域のリーダー等との連携を図るとともに、県の関係部局との横断的な連携を一層密にし、市町の取組、思いを無視することなく、市町域を超えた広域的なグループ同士のネットワークづくりや情報発信の支援を、地域の実情に応じた形で一層進めていくことが大切である。
- ・ さらに、この取組が終了した後、地域に何を残すのか、何が残るのか、中間支援組織・機能にどこまで任せるのかなど、県の役割、市町の役割、中間支援組織・機能の役割を明確にするとともに、県としても NPO 施策担当課や地域づくり担当課との連携をしっかりと検討していくことが必要である。
- ・ 今後、平成 26 年の県民力拡大プロジェクトやその前年のプレイベントを行うこととしているが、一過性で終わらないように、事業構築においてはこれらのことを十分留意したものにされたい。
- ・ 情報発信においては、「あむあむ」のリニューアルやフェイスブックの開設など、工夫が見られ PR 効果の高いものに改善されてきているが、広報媒体間の連携を図るなど、誰に何を訴えかけるのかターゲットを定め、一層戦略的なものにする必要があると考える。

2 平成 24 年度プロデュース業務の検証・評価について

- ・ 県外在住プロデューサーなどのノウハウ、専門知識を本取組終了後も地域に残していくため、一部の地域についてプロデュース業務を県内の中間支援組織に委託していることや、当初からプロデュース業務を委託している有限会社 Landa Associates においても、県内在住者の比率を高めていることは評価できる。
- ・ しかし、この取組があと 2 年であるということを勘案すると、この取組が終了した後もグループの活動が自発的に続くためには、中間支援組織・機能を担うグループ・団体や地域のリーダー、企業等との連携をさらに進めていくことが必要である。
- ・ 平成 25 年度の契約更新については、「美し国おこし・三重」の取組が終了した後の姿を見据えながら、「プロデューサーにおいても、パートナーグループと中間支援組織・機能を担うグループ・団体や地域のリーダー、企業等とのネットワーク化をさらに進め、個々のパートナーグループに応じた活動の自立・持続に向けてのきめ細やかな支援をしっかりと行っていくこと。」、「総合プロデュース業務を担っている有限会社 Landa Associates においては、県内の中間支援組織等の機能の充実や連携の強化にも積極的に取り組むこと。」を条件に、可とするものとする。

平成 25 年度実施計画（案）概要

1 地域での美し国おこし

「美し国おこし・三重」の取組の基本である、地域の皆さんによる地域をよりよくしていこうとするグループの発掘や活動の支援を、市町をはじめとするさまざまな主体と連携し、引き続き次のように行います。

(1) 座談会の開催

座談会は、地域づくりに関心のある皆さんや、既に地域づくりに取り組まれている皆さんなど、地域をよりよくしていこうという思いをもつ住民の皆さんが集まる場です。330回を目標に開催し、地域の課題やビジョンについて話し合い、その解決策や方向性等を考えていきます。

(2) パートナーグループ登録

「美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、住民の皆さんが主体となり自発的に地域をよりよくしていこうとする活動を行うグループにパートナーグループとして新しく 200 グループの登録を目標に進めていきます。

(3) パートナーグループへの支援

人材・グループ育成支援、専門家派遣、広報・誘客支援、ネットワーク化支援、財政的支援等を行います。（「3 地域づくりの担い手の育成と支援」の項目で説明）

2 節目に行う効果的な情報発信の取組

(1) 県民力拡大プロジェクトイベント

平成 26 年に実施する県民力拡大プロジェクトへの注目喚起と期待感の醸成につなげるとともに、パートナーグループの皆さんの活動のさらなる磨き上げと、県民の皆さんの一層の参加・参画を促進するため、イベントを開催します。

① プレ縁博みえ

ア プレ縁博イベント

「プレ縁博みえ」では、平成 22 年度から展開してきたテーマプロジェクトの集大成として、パートナーグループをはじめとするグループ・団体の皆さんが企画・実施する「プレ縁博イベント」を平成 25 年 9 月～12 月に、全県的に展開します。

イ プレ縁博みえパートナーシップイベント

「プレ縁博みえ」の趣旨に賛同いただける県・市町、企業等が主催する地域づくりに関するイベントについて、「プレ縁博みえパートナーシップイベント」として情報発信することにより、「プレ縁博みえ」の盛り上げを図ります。

ウ プレ縁博みえの情報発信

PR 講演会の実施、ガイドブックの作成などを通じて、「プレ縁博みえ」の情報発信を行い、県民力拡大プロジェクトに向けた注目喚起と期待感の醸成につなげます。

② プレ三重県民大縁会

これまでのパートナーグループの活動成果の発表の機会とするとともに、県民力拡大プロジェクトへの注目喚起と期待感の醸成を図るため、「プレ三重県民大縁会」を開催します。

3 地域づくりの担い手の育成と支援

(1) 人材（地域づくりリーダー）の育成

パートナーグループの活動に対するプロデューサーからのアドバイスや「プレ縁博イベント」の自主的な実施等を通じて、地域づくりリーダーを育成していきます。

(2) 専門家派遣

パートナーグループの活動を活性化し、課題の解決を支援するため、それぞれの案件にふさわしい専門家を派遣します。その際には、県内の専門家を優先して派遣します。

(3) 広報・誘客支援

個々のパートナーグループの活動紹介や活動への参加・協力募集の告知等を行い、広報・誘客の支援を行います。

(4) ネットワーク化支援

地域や活動分野を越えた連携・交流のきっかけづくりや「美し国おこし・三重」の取組をアピールするための「拡大座談会」や、これまでのパートナーグループの活動成果の発表の機会とする「プレ三重県民大縁会」を開催するなど、その後の活動の活性化につなげていきます。

(5) 財政的支援

パートナーグループの活動の持続性を高め、地域に貢献しながら安定した活動が行えるよう、グループ活動の自立・持続性を高める取組としてプロジェクト認定されたプロジェクトに係る初期投資に対して支援します。

また、市町を含む地域のさまざまな主体が参画する実行委員会などによる新たな取組もしくは既存の取組でバージョンアップする部分に対して支援します。

4 情報発信

- (1) シンボルマークやマスコットキャラクターをより一層活用するとともにサブタイトルやタグラインを使用するなど、情報発信力を高め、取組全体の認知・理解の促進を図ります。
- (2) 「地域での美し国おこし」（個々のパートナーグループの活動）の認知促進について、個々のパートナーグループの紹介に加え、その活動に焦点をあてた情報発信を、各種媒体を通じてアピールしていきます。
- (3) 「県民力拡大プロジェクトイベント」をガイドブックなどにより、積極的に情報発信していきます。
- (4) マスコミ媒体各社をはじめ、メディアに対して情報発信していきます。また、ネット社会に対応した情報発信も進めます。
- (5) パートナーグループが自ら積極的に情報を発信する機運を高めるとともに、地域の皆さんが地域のことを情報発信しようとする活動との連携を図ります。

【媒体例】

- ① 定期広報物の発行
- ② 「県政だより みえ」への定期的な取組状況等の掲載
- ③ 県提供「テレビ・ラジオ」による取組状況等のお知らせ
- ④ 地域雑誌への取組の掲載
- ⑤ ホームページ、フェイスブックによる情報発信
- ⑥ 普及啓発グッズ、PRポスターの配布 など

【各種イベントとの連携】

県、市町をはじめとする各種イベントへのブース出展やマスコットキャラクターの着ぐるみ参加等により、本取組のPRを行うとともに、可能な場合は展示エリアへのパートナーグループの出展を斡旋し、グループの活動の成果を県民の皆さんに披露する場を提供します。

5 目標と検証・評価

自立・持続可能で元気な地域づくりに生かしていくために、取組全体の仕組みや成果について検証・評価を行うとともに、全体指標及び個別の取組指標とそれぞれに対する目標を設定します。

6 協賛・協力

「美し国おこし・三重」は、さまざまな主体で推進していく取組であることから、住民の皆さんや団体・企業などの協賛や協力を呼びかけながら進めていきます。

【全体指標と目標】

① 集客・交流者数

県民力拡大プロジェクト参加者数

平成 25 年目標 (準備期間)

平成 26 年目標 延べ 20 万人

② ネットワーク構築数

パートナーグループアンケートによる「パートナーグループが地域内外のさまざまなパートナーグループや団体との間に構築したネットワーク数」

平成 25 年目標 600 グループ

平成 26 年目標 3,000 グループ (累計)

③ 地域への愛着度

三重県が実施する「e-モニター」による「地域への愛着度」

基準年：平成 23 年 79.3%

平成 25 年目標 83%

平成 26 年目標 90%

【個別の取組指数と目標の設定】

取組の 3 つの柱ごとの指標と目標の設定

① 自発的な地域づくりのグループへの支援

ア パートナーグループとして登録されたグループ数

平成 25 年目標 200 グループ

平成 26 年目標 1,000 グループ (累計)

イ この取組に参画するパートナーグループの自己評価による活動充実・満足度

平成 25 年目標 70%以上

平成 26 年目標 70%以上

② 自立性・持続性を高める仕組みづくり

パートナーグループや市民活動を支援する中間支援組織・機能など地域づくりの取組の自立性・持続性を高める仕組みの構築数

平成 25 年目標 5 件

平成 26 年目標 30 件 (累計)

③ 新たなイベントスタイルによる県民力の結集と成果の情報発信

ア 県民力拡大プロジェクト参加者数（再掲）

平成 25 年目標 (準備期間)

平成 26 年目標 延べ 20 万人

イ 三重県が実施する「e-モニター」による「地域の活動などに参画している住民の割合」

基準年：平成 23 年 33.6%

平成 25 年目標 36%

平成 26 年目標 38%

④ その他の個別の取組指数と目標の設定

座談会等開催数

平成 25 年目標 330 回

※座談会等：座談会（パートナーグループ新規登録のためのものを含む）、
拡大座談会、意見交換会・説明会

県民力拡大プロジェクト及びイベントについて(案)

「美し国おこし・三重」の最終年である平成 26 (2014) 年には、「美し国おこし・三重」の 6 年間のパートナーグループの活動の成果を県内外にアピールし、アクティブ・シチズンとして地域をよりよくしていこうとする三重の県民力を新たな時代に向かって拡大することを目的として、県民力拡大プロジェクトを実施します。

また、平成 25 (2013) 年には、神宮式年遷宮による三重県への注目度が高まることから、県民力拡大プロジェクトへの県内外からの注目を喚起するとともに、期待感の醸成を図るため、県民力拡大プロジェクトイベントを実施します。

これらのプロジェクトを進めることにより、「美し国おこし・三重」の取組終了後のパートナーグループ活動の継続とともに、県民による自発的な活動の協創による自立・持続可能で元気な地域づくりの出発点としていきます。

(1) 県民力拡大プロジェクト

① 縁博みえ 2014

ア 概要

「縁博みえ 2014」では、パートナーグループの活動場所における成果の披露を基本に、地域の課題解決や地域の新たな魅力の発信を行うなどの「縁づくり」をキーワードに、パートナーグループをはじめとするさまざまな主体による集客・交流イベントを「縁博イベント」として、平成 26 (2014) 年春から秋の一定期間、全県的に展開します。

「美し国おこし・三重」実行委員会では、「オープニング」、「ご縁づくり交流会」の実施などを通じて、「縁博みえ 2014」の情報発信やグループ・団体間のネットワークづくりを進めます。

イ 事業構成

- (ア) オープニング
- (イ) 縁博イベント
- (ウ) ご縁づくり交流会
- (エ) 縁博パートナーシップイベント

ウ 各事業の概要

(ア) オープニング

(概要)

「縁博みえ 2014」を広く情報発信するため、「県民の日」記念事業または新県立博物館開館の関連イベントと連携するとともに、地域においては、「縁博イベント」等と連携し、オープニングを実施します。

- ・実行委員会会長（知事）によるオープニング宣言
- ・「縁博みえ 2014」の紹介
- ・パートナーグループによる展示、体験イベントなど

(実施主体)

「美し国おこし・三重」実行委員会

(実施時期)

平成 26 (2014) 年 4 月～5 月

(実施場所)

- ・「県民の日」記念事業会場もしくは新県立博物館
- ・県内各地 (数か所)

(イ) 縁博イベント

(概要)

パートナーグループの活動場所における成果の披露を基本に、パートナーグループやパートナーグループを含むグループ・団体の皆さんが行う地域の課題解決や新たな魅力の発信などを通じて、県内外の参加者と交流を深める「縁づくり」をキーワードにした集客・交流イベントを「縁博イベント」として全県的に展開します。

(実施主体)

- ・パートナーグループ
- ・パートナーグループを含むグループ・団体

(実施時期)

平成 26 (2014) 年 4 月～11 月

(実施場所)

実施主体の活動場所を中心とした県内各地

(ウ) ご縁づくり交流会

(概要)

地域での課題解決に向けた意見交換や共通分野のテーマによる成果発表などを通じて、パートナーグループをはじめとする地域づくりのグループ・団体の皆さんのさらなる交流・連携や、県民の皆さんの参加・参画を促進する「ご縁づくり交流会」を県内各地で開催します。

(実施主体)

「美し国おこし・三重」実行委員会

(実施時期)

平成 26 (2014) 年 4 月～11 月

(実施場所)

県内 9 地域

(エ) 縁博パートナーシップイベント

(概要)

「縁博みえ 2014」の趣旨に賛同いただける県・市町、企業等が主催する地域づくりに関するイベントについて、パートナーシップイベン

トとして情報発信することにより、「縁博みえ2014」の盛り上げを図ります。

(実施主体)

県、市町、企業 など

(実施時期)

平成 26 (2014) 年 4 月～11 月

(実施場所)

県内各地

② 三重県民大縁会

(概要)

「美し国おこし・三重」の締めくくりとして、パートナーグループの皆さんが一堂に会し、6年間の取組を通じて、深まり、広まったそれぞれの成果を発表するとともに、今後のパートナーグループの活動継続や展望について語り合うなど、パートナーグループをはじめとする地域づくりグループ・団体、県民の皆さんが交流・連携を深め、県民力がつながり、拡がるための場とします。

(実施主体)

「美し国おこし・三重」実行委員会

(実施時期)

平成 26 (2014) 年 11 月 22 日 (土)・23 日 (日) (予定)

(実施場所)

三重県営サンアリーナ (伊勢市)

(企画案)

●メインアリーナ

コンセプト 『みえご縁横丁』

パートナーグループの皆さん等の出展するブースが三重の魅力的な食や体験などの「ご縁」を楽しめる場となるよう、食・体験などのテーマ別に三重の魅力的な街並みを再現し、来場者が横丁をめぐる感覚で会場の様々なブースを楽しめるような演出を行います。

パートナーグループをはじめとする出展者と来場者が出会い、さらに縁を深めていく場の創出をめざします。

- ・パートナーグループなどによる、食・体験などのテーマ別のブース出展
- ・パートナーグループによるステージイベント
- ・著名人などによるステージイベント
- ・「縁博みえ2014」での「ご縁ウォーク」のゴールウォーク

●サブアリーナ

- ・開会セレモニー
- ・講演・交流会

地域の様々な課題解決や今後の地域づくりを考えるための、著名人による講演や交流会などを開催します。

③ 第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会

(概要)

全国の地域づくり団体関係者等との交流を通じてこれからの地域づくりを考える機会にするとともに、パートナーグループなどの活動の成果を県内外へ発信する場とします。

(実施主体)

第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会実行委員会
地域づくり団体全国協議会

※ 「美し国おこし・三重」実行委員会、三重県が共催

※ 分科会は、市町単位で設置される分科会実行委員会が実施

(実施時期)

平成26(2014)年11月7日(金)～11月9日(日)(予定)

(実施内容)

【11月7日(金)】(夜)前夜祭

【11月8日(土)】(午前)全体会

地域づくり団体の事例発表やパネルディスカッションなど

(午後)分科会

フィールドワークや体験学習を通じた研修や交流会など

【11月9日(日)】(午前)分科会

(実施場所)

全体会・・・三重県総合文化センター(津市)(予定)

分科会・・・県内各地(17分科会程度(予定))

(2) 県民力拡大プロジェクトイベント

平成26(2014)年の県民力拡大プロジェクトへの注目喚起と期待感の醸成につながるべく、パートナーグループの皆さんの活動のさらなる活動の磨き上げと、県民の皆さんの一層の参加・参画を促進するため、イベントを開催します。

① プレ縁博みえ

ア 概要

「プレ縁博みえ」では、平成26(2014)年の県民力拡大プロジェクトに向け、平成22(2010)年度から実施してきた“人と自然”、“人と地域”、“人

と人”の絆づくりを理念としたテーマプロジェクトの集大成として、パートナーグループ及びパートナーグループを含むグループ・団体の皆さんが企画・実施する「プレ縁博イベント」を平成25(2013)年の秋の一定期間、全県的に展開します。

「美し国おこし・三重」実行委員会では、PR講演会の開催、ガイドブックの作成などを通じて、「プレ縁博みえ」の情報発信を行い、県民力拡大プロジェクトに向けた注目喚起と期待感の醸成につなげます。

イ 事業構成

- (ア) プレ縁博イベント
- (イ) プレ縁博パートナーシップイベント

ウ 各事業の概要

(ア) プレ縁博イベント

(概要)

パートナーグループの活動場所における成果の披露を基本に、パートナーグループやパートナーグループを含むグループ・団体の皆さんが行う地域の課題解決や新たな魅力の発信などを通じて、県内外の参加者と交流を深める「縁づくり」をキーワードにした集客・交流イベントを平成25年の秋の一定期間、県民力拡大プロジェクトに向けた注目喚起と期待感の醸成につなげる「プレ縁博イベント」として全県的に展開します。

そのうち、テーマプロジェクトの集大成として、特に拡がりが見られる事業については、「美し国おこし・三重」実行委員会がパートナーグループを含むグループ・団体へ委託し実施していきます。

その事業の実施にあたっては、企画、調整、とりまとめの運営等の中心的役割を担うリーダーを擁立し、パートナーグループの今後の活動の自立性・継続性につなげていきます。

(実施主体)

- ・パートナーグループ
- ・パートナーグループを含むグループ・団体

(実施時期)

平成25(2013)年9月～年12月

(実施場所)

実施主体の活動場所を中心とした県内各地

(イ) プレ縁博パートナーシップイベント

(概要)

「プレ縁博みえ」の趣旨に賛同いただける県、市町、企業等が主催する地域づくりに関するイベントについて、パートナーシップイベントとして情報発信することにより、「プレ縁博みえ」の盛り上げを図ります。

(実施主体)

県、市町、企業 など

(実施時期)

平成 25 (2013) 年 9 月～12 月

(実施場所)

県内各地

② プレ三重県民大縁会

(概要)

平成 26 (2014) 年の県民力拡大プロジェクトに向けて、パートナーグループの活動成果の発表の機会とするとともに、地域づくりの成功事例を学び・体験する場として「プレ三重県民大縁会」を開催します。あわせて、県民の皆さんの参加・参画を得ることで、県民力拡大プロジェクトへの注目喚起と期待感の醸成を図ります。

(実施主体)

「美し国おこし・三重」実行委員会

(実施時期)

平成 25 (2013) 年 12 月 7 日 (土) (予定)

(実施場所)

メッセウイング・みえ (津市)

(実施内容)

- ・パートナーグループや地域づくりに関心のある県民の皆さんによる交流会
- ・パートナーグループによるステージ発表、ブース出展など

(3) 情報発信の概要

県民力拡大プロジェクト及びイベントについて、県内外からの注目を喚起し、地域づくり活動への理解・共感を得るとともに、県内外の皆さんの参加・参画につなげていくため、さまざまな情報発信を行います。

① 縁博みえ 2014 PR プロジェクト (平成 26 (2014) 年 4 月～11 月)

「縁博イベント」や「ご縁づくり交流会」などを横断的な形で、一体的に広報し、県内外の参加・参画を促す誘客の仕掛けとして、次の事業を展開します。

そして、各地で拡がったご縁の輪を「三重県民大縁会」へとつなげていきます。

ア ご縁ウォーク

(概要)

三重県では 20 年ごとに行われる神宮式年遷宮が平成 25 (2013) 年にクライマックスを迎えようとしています。

「美し国おこし・三重」実行委員会では、この機会をとらえ、江戸時代に数百万人規模の集団参詣が起こり賑わったとされる「お蔭参り（おかげまいり）」にみたてた「平成のおかげ参り」をコンセプトに、地域内外の「縁」づくりのきっかけや、「縁博みえ2014」の広報誘客の仕掛けとして、県内全域で「ご縁ウォーク」を展開し、地域内外からの集客・交流の促進につなげていきます。また、パートナーグループによる集客・交流イベントの継続的な実施につなげる機会とするため、パートナーグループと企業や行政との連携したウォークイベントを企画・実施します。

コンセプト 『平成のおかげ参り』

(実施主体)

「美し国おこし・三重」実行委員会、パートナーグループ、県、企業など

(実施時期)

平成26(2014)年4月～11月

(実施場所)

県内各地

イ その他

(実施例)

●折鶴プロジェクト

各会場等で折鶴を折り、集めた折鶴のオブジェを制作し、三重県民大縁会で展示

●モザイク写真プロジェクト

各会場等で撮影した写真を集め、写真でモザイク画を制作し、三重県民大縁会で展示

② 制作物等による情報発信

(実施主体)

「美し国おこし・三重」実行委員会

(実施期間)

平成25(2013)年4月～平成26年(2014)年11月

(実施内容)

- ・PR講演会の開催
- ・ガイドブックの作成
- ・ホームページ・フェイスブックによるPR
- ・地域情報誌などへの記事広告
- ・新聞、テレビ、ラジオへの広告
- ・PRキャラバン隊（仮称）の実施

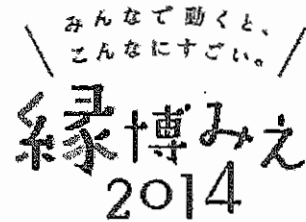
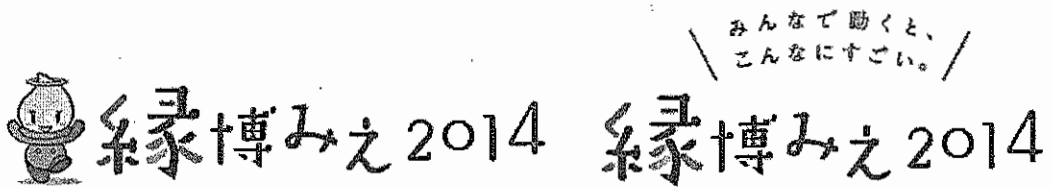
など

③ ロゴの活用

「縁博みえ2014」等について県内外の皆さんに広く知っていただくため、ロゴを活用した統一的な広報を行うことで、情報発信力を高めます。

ロゴの活用にあたっては、既にある「美し国おこし・三重」のシンボルマーク、マスコットキャラクター「う～まちゃん」、タグラインなどと組み合わせることにより、さらに効果的な情報発信につなげていきます。

縁博みえ2014



(ロゴについて)

「縁」から広がる活動や交流を優しい書体で表現し、踊るように配置した文字は、集客・交流イベントの楽しさをイメージしています。

また、「縁」の字には、「美し国おこし・三重」のシンボルマークに使用されているカラーを使用し、「美し国おこし・三重」の基本コンセプトを象徴しています。

5 三重県スポーツ施設整備計画（仮称）（案）について

1 策定経緯

- (1) 「三重県スポーツ推進審議会」において、4回の審議を行いました。
- (2) 審議会に「スポーツ施設整備にかかる専門委員会」を設置し、3回の審議を行いました。

2 他の審議状況等

- (1) 県議会総務地域連携常任委員会
 - ・平成24年10月3日 「三重県スポーツ施設整備計画（仮称）」中間案について
- (2) 県議会総務地域連携常任委員会・スポーツ振興対策調査特別委員会連合審査会
 - ・平成24年12月17日 スポーツ施設の整備について
- (3) パブリックコメントの実施
 - ・実施期間：平成24年10月17日～平成24年11月19日

3 中間案に対する意見等

(1) 意見総数

- ①パブリックコメント：4名の方から17件
- ②審議会、県議会：11件

(2) 項目別意見数

項目	意見数
1 計画策定の趣旨	0
2 計画の期間	0
3 現状と課題	6
4 スポーツ施設整備の考え方	11
5 施設整備による効果	4
6 県営スポーツ施設の整備・充実	11
7 学校体育施設の整備・充実	3
8 市町が行うスポーツ施設整備についての考え方	4
9 計画の実施にあたって	1
合計	40

(重複あり)

(3) 主な意見の概要

- ・県営スポーツ施設（鈴鹿スポーツガーデン、総合競技場）の充実した整備に関すること。（プロスポーツが開催できる施設整備、鈴鹿スポーツガーデンの早期整備着手、ドーピング検査が行える設備、交通アクセス等）
- ・防災機能や環境に配慮した施設整備に関すること。
- ・既存の県営スポーツ施設の改修に関すること。
- ・学校体育施設に関すること。（省エネルギー対策、学校開放等）
- ・市町が行うスポーツ施設整備に対する支援に関すること。

(4) 対応状況

対 応 区 分	件数
①最終の案に反映するもの	3
②最終の案に一部反映するもの	3
③既に反映しているもの	11
④最終の案への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの	6
⑤最終の案に反映することが難しいもの	3
⑥その他 (①～⑤に該当しないもの)	2
合 計	28

4 「三重県スポーツ施設整備計画（仮称）」中間案公表以降の主な変更点

A) 『6 県営スポーツ施設の整備・充実

(2) 県営鈴鹿スポーツガーデン サッカー・ラグビー場 メイングラウンド (別冊1「計画(案)」p14～)

① 現状と課題

建設当初はプロサッカー(J1リーグ)の試合が開催可能でしたが、その後のスタジアム検査要項の改正により、現在では開催不可能となっています。

公益財団法人日本サッカー協会によるスタジアム検査要項(2012年度用)(以下「2012検査要項」という。)では、次の主な項目で不適合となっています。

また、本計画の中間案公表後に「スタジアム検査要項(2020年度用(案))(以下、「2020検査要項(案)」という。)が公表されましたが、その内容はさらに厳しい基準となっています。

【スタジアム検査要項のうち主な項目】

項 目	2020検査要項(案)	2012検査要項	鈴鹿S.G現状
入場可能数	J1は35,000人以上、 J2は20,000人以上 (増設可能な設計とする)	J1は15,000人以上、 J2は10,000人以上 (芝生席は除く)	3,300人 (芝生席除く)
観客席	全席個室 芝生席使用禁止	椅子席で10,000席以上	3,300席
屋根	すべての観客席を覆うこと	できるだけ多くの観客席を覆うこと	椅子席の6分の1程度
照明	照度2,000ルクス以上	照度1,500ルクス以上	照度不足(照度1,500ルクス以下)

※スタジアム検査要項【(公財)日本サッカー協会】

また、その他の主な課題は次のとおりです。

○駐車場：十分なスペースの確保が必要である。

② 整備の考え方

県営鈴鹿スポーツガーデンで、プロサッカー（J1リーグ）の試合が開催可能で、将来、Jリーグのホームスタジアムとして活用するためには、2020検査要項（J1クラス）（案）を満たす競技場として整備する必要があります。

そのためには、本計画の中間案で想定していた以上に多大な財政負担を伴うこと、さらには、Jリーグの検査要項が検討中であることから、今後のJリーグの動向や県内クラブチームの状況などを注視することとし、引き続き、県の拠点施設として、現在の仕様で維持管理していくこととします。

（3）県営松阪野球場

① 現状と課題

県営松阪野球場は、日本野球規則委員会の定める公認野球規則の基準に適合していない項目もあり、また、グラウンドが1面であり、ナイター設備を備えていないため、利用時間が限定されています。

このようなことから、当球場において、プロ野球を開催することはできない状況です。

【公認野球規則のうち主な項目】

項目	規格	松阪野球場現状
両翼 (本塁と一塁・三塁とを結ぶファウルラインの延長線上を指す。)	320フィート(97.534メートル)以上あることが優先して望まれる。	92.8メートル
中堅 (本塁と二塁を結ぶ直線の延長を指す。)	400フィート(121.918メートル)以上あることが優先して望まれる。	120メートル

※公認野球規則【日本野球規則委員会】

② 整備の考え方

当球場の拡幅は、現在の立地状況からは難しく、また、駐車場確保等の問題もあることから、今後、プロ野球公式戦が開催可能な球場として整備することは難しい状況です。よって、当面は、現状を維持し活用することとします。

（4）その他のスポーツ施設

① プロ野球公式戦が開催可能な施設の整備

前述の「県営スポーツ施設の整備の考え方」においても、プロ野球の公式戦が開催できる施設の整備を進めることとしており、計画期間内の整備が図れるよう、取組を進めてまいります。

なお、整備手法については、県の単独整備だけでなく、市町の主体的な整備との連携も踏まえながら、幅広く検討してまいります。

② その他の県営スポーツ施設

その他の県営スポーツ施設についても、老朽化対策、安全対策、競技規則への対応など、必要な改修、維持補修等を行います。

また、市町等が行う施設整備の動向も踏まえ、既存の県営スポーツ施設のあり方についても、必要に応じて見直してまいります。』

B) 『7 学校体育施設の整備・充実 (別冊1「計画(案)」p16)

県民の誰もが、各地域で生涯スポーツの充実を図り、スポーツに親しみ取り組めるような環境づくりが必要です。

本県の公共スポーツ施設が、近隣の他府県と比べてその数が少ない状況においては、公共スポーツ施設を計画的に整備していくとともに、地域の皆さんに身近な、学校の体育施設を効果的・効率的に活用することにより、スポーツに取り組める環境づくりを促進することも必要です。

学校体育施設は、体育・保健体育の授業はもとより、運動部活動の場として活用されており、さらに、施設開放を通して、地域の皆さんの健康の保持増進、体力の向上に向けた身近なスポーツ施設としても重要な役割を果たしています。

この学校体育施設をさらに整備・充実することによって、一層の競技力の向上と地域スポーツの推進に努めていきます。

今後、県や市町、私立学校施設など、他主体のスポーツ施設の配置状況を勘案しながら、学校体育施設によって整備することが望ましい箇所について、その対応のあり方を、県の関係部局や市町、学校法人など関係団体と連携しながら検討してまいります。

(1) 整備の考え方

① 高校強化指定校の整備・充実

競技力の向上をめざした高校生アスリートの育成を目的に、高等学校の中に強化指定校を設け、運動部活動の充実を図る高等学校においては、学校体育施設の計画的な整備・充実が図られるよう、関係部局と連携してまいります。

② 地域拠点の整備・充実

地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため、競技種目の普及強化の観点等も考慮しつつ、学校体育施設の計画的な整備・充実が図られるよう、関係部局と連携してまいります。

(2) 整備後の活用

整備された学校体育施設については、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設開放事業などを通じて、地域スポーツの拠点として良好なスポーツ環境の維持を図ります。』

C) 『8 市町が行うスポーツ施設整備についての考え方

(1) 補助制度の考え方

② 施設整備の手法 (別冊1「計画(案)」p17及びp22)

施設整備に係る手法については、次の4つに区分します。

- ア) 新設：既存施設が無く、施設を新たに整備すること。
- イ) 改築：既存施設はあるが、老朽化等により施設を建て直すなど抜本的に整備すること。但し、規模の拡充等で従前の施設機能をより向上させる整備であること。
- ウ) 改修：既存施設について、施設基準等に合うよう施設本体を整備すること。
- エ) 修繕：既存施設について、老朽化等により元の状態へ整備すること。』

(別添資料)

別冊1 三重県スポーツ施設整備計画(仮称)(案)

6 第76回国民体育大会の開催準備について

1 現状

(1) これまでの準備状況について

平成33年に本県で開催することが内々定めている国民体育大会に向けて、これまでの準備状況は次のとおりです。

平成24年

- 8月31日 三重県準備委員会 設立総会、第1回総会、第1回常任委員会
- 10月15日 第1回総務企画専門委員会
- 10月16日 第1回施設専門委員会
- 10月19日 第1回市町連絡調整会議、第1回競技団体連絡調整会議
- 12月21日 会場地希望調査の回答期限

平成25年

- 1月18日～ 会場地希望ヒアリング（市町）
- 1月25日～ 会場地希望ヒアリング（競技団体）
- ※ヒアリング以降、市町と競技団体間での意向調整、再協議を要請するとともに、協議結果について、市町、競技団体あて、随時聴き取りを実施しています。
- 2月25日 第1回競技専門委員会

(2) 会場地市町の選定の取組について

選定候補については、会場地市町選定基本方針、選定基準に基づくものとし、選定に向けては、「①市町・競技団体との意向の合致」、「②施設基準の適合」、「③競合市町の有無」などの諸条件を考慮し、総務企画専門委員会及び常任委員会で審議いただいたうえで、会場地選定を進めることとしています。

2 今後の予定について

- 4月中旬～ 一次選定候補の検討 → 市町、競技団体への事前了解依頼
- 5月中旬～ 第2回総務企画専門委員会
 - 会場地市町第一次選定（案）
 - 開催準備総合計画（案）
 - 県及び会場地市町の業務分担・経費負担細目（案）
 - など、常任委員会から付託を受けた案件の審議
- 5月29日 第2回常任委員会（アスト津 ホテルグリーンパーク津）
 - 会場地市町第一次選定（案）
 - 開催準備総合計画（案）
 - 県及び会場地市町の業務分担・経費負担細目（案）
 - など、総会から委任を受けた案件の審議・決定
- 7月2日 第2回総会（アスト津 ホテルグリーンパーク津）
 - 事業報告・計画（案）
 - 収支決算・予算（案）
 - などの審議・決定、及び第2回常任委員会での決定事項の報告

【参考】第 7 6 回国民体育大会 競技役員等編成基本方針

第 7 6 回国民体育大会（以下、「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、第 7 6 回国民体育大会三重県準備（実行）委員会（以下、「三重県準備（実行）委員会」という。）が、会場地市町準備（実行）委員会及び県・中央競技団体と十分協議をして行うこととする。
- (2) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力を得られるよう配慮することとする。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会役員		要項第 2 2 項第 2 号の規程に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町及び周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町及び周辺市町に在住する者をもって編成する。

- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町準備（実行）委員会が競技団体等と協議のうえ作成し、三重県準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技役員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
審判員	
運営員	
競技補助員	競技役員業務補助

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	統括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員業務補助

【参考】第 7 6 回国民体育大会 競技役員等養成基本計画

第 7 6 回国民体育大会（以下、「大会」という。）の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第 7 6 回国民体育大会競技役員等養成基本方針」及び「第 7 6 回国民体育大会競技役員等編成基本方針」に基づき、「第 7 6 回国民体育大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技団体は、直接競技の運営・進行に携わる競技役員及び競技補助員について、講習会開催及び派遣業務等を実施し養成を行う。
- (2) 会場地市町は、競技会の運営に携わる競技会係員及び競技会補助員について、関係団体と十分協議し、必要に応じて講習会を開催し養成を行う。
- (3) 県は、事業の進捗状況を逐次把握し、競技団体及び会場地市町と連携を図り、大会開催までに競技役員等を確保するよう努める。

3 養成事業

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② ブロック及び中央の競技団体講師による県内講習会
 - ③ ブロック及び中央の競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ ブロック及び中央の競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② ブロック及び中央の競技団体講師による県内講習会

4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分			年度（開催前年）								
			26 7年前	27 6年前	28 5年前	29 4年前	30 3年前	31 2年前	32 1年前	33 開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上								
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上							
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	養成、資質向上							
競技補助員		県内講習会	養成、資質向上								
競技会係員		県内講習会	養成								
競技会補助員		県内講習会	養成								

5 養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しをする。

7 競技スポーツ水準の向上について

1 現状

(1) 本県の取組

本県では、競技力の向上を図るために、平成 23 年度より「みえのスポーツ強化推進委員会」を設置し、選手の強化、ジュニア選手の発掘・育成、指導者の養成などに取り組んでいるところです。

昨年 1 月には、平成 33 年の第 76 回国民体育大会の本県開催が内々定されたことから、この大会を契機とした成績向上と、国民体育大会終了後の安定した競技力の維持、及び国内外で活躍できるトップアスリート育成のための指針として、「三重県競技力向上対策基本方針」（仮称）を策定しています。

(2) 「三重県競技力向上対策基本方針」（仮称）の策定について

これまで、この方針の策定に向けて、中間案をお示しし、県議会をはじめ、三重県スポーツ推進審議会や県民の皆さん等からご意見をいただきました。

また、いただいたご意見を参考にして修正した中間案の改定版についてもご意見をいただきました。

【これまでの経過】

平成 24 年

9 月 6 日 みえのスポーツ強化推進委員会

9 月 11 日 三重県スポーツ推進審議会

10 月 3 日 県議会（常任委員会）

10 月 16 日～ パブリックコメントを実施（11 月 14 日まで）

12 月 4 日 みえのスポーツ強化推進委員会

12 月 12 日 三重県スポーツ推進審議会

12 月 17 日 県議会（連合審査会）

平成 25 年

2 月 21 日 三重県スポーツ推進審議会

① これまでにいただいたご意見等の内訳

□ 意見数

- ・ 県議会、みえのスポーツ強化推進委員会：26 件
- ・ 三重県スポーツ推進審議会：8 件
- ・ パブリックコメント：17 件

□ 項目別意見数

対 応 区 分	件数
1 三重県競技力向上対策基本方針の策定趣旨	1
2 本県競技スポーツの現状と課題	2
3 三重県競技力向上対策基本方針における目標及び計画	3
4 新しい組織の整備と推進体制	4
5 競技力向上のための取組	4
合 計	5

□ 対応状況

対 応 区 分	件数
①最終案に反映するもの	7
②最終案に一部反映するもの	7
③既に反映しているもの	2
④最終案への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの	1
⑤最終案に反映することが難しいもの	1
⑥その他（①～⑤に該当しないもの）	1
合 計	5

②主な意見の概要

意見の内容はさまざまですが、主なものとしては次のとおりです。

- ・国体終了後の県民のメリットに関すること
- ・本県開催の国体、全国高等学校総合体育大会における中心選手となる小中学生に対するPRに関すること
- ・女子の競技力向上に関すること
- ・策定趣旨にある地域との関わりに関すること
- ・スポーツを「する」、「支援する」、「応援する」というさまざまな立場の方と連携した取組に関すること
- ・子どもたちを支える保護者の意識の醸成に関すること
- ・総合型地域スポーツクラブとの連携に関すること
- ・スポーツを支える企業のメリットに関すること

2 今後の対応

これまでにいただいたご意見、及び本日の審議を踏まえ、最終案を作成し、3月25日に開催予定の「みえのスポーツ強化推進委員会」において、ご審議いただくこととしています。

また、平成33年に向けた競技力向上のため、来年度には、知事を本部長とする「競技力向上対策本部」（仮称）を設置し、この基本方針を確定します。

さらに、この方針に基づき、ジュニア競技者の発掘・育成や高等学校運動部の強化指定等の拡充、環境整備等の取組の具体化など競技力向上対策全体の計画的な実施、及び進捗管理を進めてまいります。

8 三重県スポーツ推進スローガンの応募・審査状況について

1 公募の概要と応募結果について

地域スポーツの推進、競技力の向上、平成33年の国民体育大会の開催など、スポーツを通じて活力に満ちた元気な三重県をつくるため、本県スポーツ推進の旗印となるスローガンを県民の皆さんから募集したところ、1,493件の応募がありました。

(1) 応募期間

平成24年12月上旬～平成25年1月31日

(2) 周知状況

市町・学校・運動施設等でのチラシ配布、及びホームページ・新聞記事の掲載等

(3) 応募総数

1,493件

(4) 応募者概要

年齢は9歳から88歳まで、地域は北勢から東紀州まで広範囲にわたり、応募いただきました。

2 選定に向けた手続きについて

スローガンの選定については、つぎのように複数の審査を行ったうえで、最優秀賞、優秀賞を選定します。

(1) 事前審査（内部審査）

特定の企業名記載や公序良俗に反する表現及び既知のスローガンの類似など、明らかに選定できないものを除外しました。

(2) 一次審査（内部審査）

下記の着眼点により、審議会審査に向けて約40点程度を選定しました。

ア) わかりやすさ

イ) 親しみやすさ

ウ) する人（選手、監督等）、みる人（家族、団体等）、ささえる人（ファン、チーム等）への訴求力

エ) 国体開催、競技力向上、地域スポーツ推進など県のスポーツ施策との整合性

オ) 一定の期間、利用が可能なこと

(3) 審議会審査（スポーツ推進審議会の委員審査）

2月21日（木）に開催した「三重県スポーツ推進審議会」において、委員の方々に優秀作品を選定していただくよう、依頼しました。審査については、全委員による評価総得点の高いものから10点程度を選定します。

(4) 最終審査（県による選定）

「三重県スポーツ推進審議会」による選定作品の中から、3月末までに、最優秀賞、優秀賞を決定します。

3 今後の取組について

(1) 入賞作品の発表について

最優秀賞、優秀賞については、ホームページ等で発表し、賞状及び賞品を贈呈します。

※ 最優秀賞 1選 賞状＋賞品（スポーツ用品 3万円相当）

優秀賞 3選程度 賞状＋賞品（スポーツ用品 1万円相当）

(2) スローガンの想定活用事例について

- ① 国体開催啓発での利用として、のぼり、手提げカバン、名刺などを作成します。
- ② 競技力向上として、横断幕に掲載し競技会場にて掲出します。
- ③ 県のスポーツ推進事業を幅広く広報するため、ポロシャツ、チラシ・広報誌などで活用します。

9 南部地域活性化に向けた取組について

1 現在の取組状況等について

南部地域の活性化については、若者の雇用の場の確保と定住の促進を目標とする南部地域活性化プログラムに基づき、地域の実情に応じて、市町等と連携した課題の解決や活性化に向けた取組を進めています。

(1) 南部地域活性化推進協議会について

13市町、有識者、県で構成する「南部地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）」において、南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を活用した事業化や集落支援モデルの構築事業の協議および南部地域の活性化に関する情報共有等を図っています。

(2) 三大都市圏における「移住フェア」の開催

南部地域への移住を促進するため、三大都市圏における「移住フェア」を開催することとし、市町と取組を進めています。

大阪においては、9月に、「ふるさと回帰フェア」に出展するとともに、奈良・和歌山県と「紀伊半島移住セミナー」を開催しました。東京においては、11月に、県として初の試みである「ええとこやんか三重 移住フェア」を開催しました。名古屋においては、3月23日に、福井・岐阜・滋賀県と共催で「ふるさと暮らし相談会 in 名古屋」を開催するための準備を進めています。

(3) 集落支援のモデル的な取組

南部地域では、集落機能が弱くなっている地域が増えていることから、モデル地域を選定し、市町・大学と連携して集落機能を維持するための取組を進めています。9月には、慶應義塾大学等の学生が尾鷲市早田および近隣集落において、四日市大学の学生が志摩市渡鹿野島においてフィールドワークを実施し、学生目から見た集落が抱える課題への対応策や地域資源を活用した取組等についての意見交換が行われました。9月以降は、それぞれの地域において、大学生等の参画を得て、具体的な取組に向けた協議を定期的に行っています。

なお、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、三重大学と連携して、平成25年度からの取組に向けた準備を進めています。

2 平成25年度取組等について

(1) 基金の活用について

南部地域の活性化を図るため、下記の複数市町が連携した取組等について、

基金を活用し、支援していきたいと考えています。

① 移住交流推進事業

「空き家調査」(尾鷲市、志摩市、大紀町)や「田舎暮らし体験」(熊野市、大紀町、紀北町)など、移住交流の推進に向けた複数市町の取組。

② 幹線道路を活用した誘客促進事業

複数市町が連携して取り組むサニーロード(玉城町、度会町、南伊勢町)、R42号(大台町、大紀町、紀北町)を活用した誘客促進の取組。

③ 子どもの地域学習推進事業

地域を担う人材を育成するため、複数の市町が連携して取り組む、地域への愛着心を育む子どもの教育の取組(高校生を対象:大台町、南伊勢町。小学生を対象:大台町、大紀町)。

④ 企業立地セミナー開催事業

南部地域における企業誘致を促進するため、複数市町が連携して取り組む都市部での企業立地セミナーの開催(伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町)。

⑤ 婚活支援事業

若者世代の流出や少子化が著しい南部地域において、市町等が行う婚活支援の取組(鳥羽市、熊野市、大台町、玉城町、南伊勢町、紀宝町)。

⑥ 東紀州地域資源魅力発信事業

熊野古道世界遺産登録10周年に向け、複数市町が連携して取り組む地域資源を生かした誘客促進の取組(尾鷲市、熊野市、紀北町)。

⑦ 第一次産業の担い手確保対策事業(平成24年度からの継続事業)

紀南農業・農村担い手対策事業(熊野市、御浜町、紀宝町)、漁業の担い手育成事業(尾鷲市、志摩市)。

⑧ 集落支援モデルの構築事業

集落機能を維持するため、市町・大学と連携して、モデル地域において集落が抱える課題に対する地域住民の主体的な取組を支援(尾鷲市、志摩市、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町)。

⑨ 集落支援モデル課題解決事業

集落支援モデルの構築事業の取組を通じて、地域住民の合意形成がなされ地域住民が主体的に取り組む事業に対し支援。

⑩ 人材育成推進事業

市町職員等を対象としたディスカッションリーダー養成講座の開催など、地域住民の主体的な取組を支える人材の育成。

⑪ 地域資源を活用した雇用創出事業

地域資源を活用して新しい事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、新たな雇用の創出を支援。

基金の活用については、市町との検討・協議を重ねることで、平成25年度の

当初予算では10件余りの幅広い取組を事業化(予算総額 43,462千円)することができました。これら、平成25年度当初予算において歳出予算化する事業については、平成24年度に積み立てた基金(55,000千円)を取り崩して充当することとしています。

(2) 移住交流の取組

平成24年度の取組により、都市部において一定の移住希望者がいることを確認することができました。一方で、より効果的な広報活動のあり方や移住者の受け入れ体制の充実が求められています。

このため、平成25年度においては、市町と連携した取組を進めるとともに、引き続き、三大都市圏において移住に向けた情報発信等を行います。なお、東京では、首都圏営業拠点において「移住相談会」を開催する予定です。

(3) 平成25年度の進め方

当面は、基金の取り崩し後の残額約1千万円(10,414千円)を財源として、引き続き事業化に取り組んでいきます。

なお、今後の基金の在り方については、基金条例に対する附帯決議を真摯に受け止め、基金を活用した事業の取組状況等を検証し、関係市町の意見も踏まえながら検討していきます。

南部地域の活性化を図るため、協議会などにおいて関係市町と十分に情報共有を図りながら着実に取組を進めるとともに、県庁関係部局とも連携しながら、効果的・効率的な事業展開に努め、若者の雇用の場の確保や定住の促進をめざしていきます。

南部地域の活性化に向けた取組

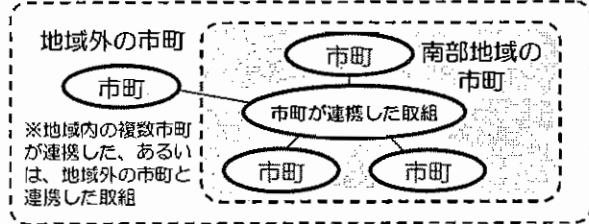
～若者の働く場の確保と
定住の促進に向けて～

予算額 50,879千円
〔内、南部地域活性化基金を活用した事業 43,462千円〕
【南部地域活性化推進課(TEL:224-2192)】

南部地域では、若者世代の人口の流出と高齢化が進行しています。このことをふまえ、市町と連携して、若者に焦点をあてながら、働く場の確保、定住の促進を進めるとともに、あらゆる世代がいきいきと住み続けていけるための戦略的な取組を進めます。

1. 南部地域活性化基金を活用した事業 43,462千円

南部地域における働く場の確保や定住を促進するため、地域や市町のニーズに応じた、複数の市町が連携して取り組む事業等を南部地域活性化基金を活用して支援します。



南部地域活性化推進協議会

- ・市町が連携した取組をコーディネート
- ・基金事業計画案の協議・認定等



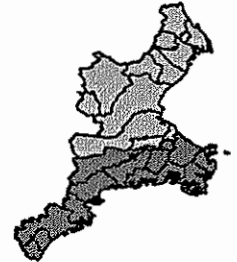
- 部会の設置:課題の抽出、基金事業計画の具体化等
- ①集落支援・空き家活用部会
 - ②移住・交流部会
 - ③観光・交流部会
 - ④起業支援部会

計画案の協議・認定

連携・情報共有

2. 南部地域活性化推進事業 7,354千円

南部地域の働く場の確保や定住の促進に向け、地域住民の主体的な取組や複数の市町が連携した取組を支援するとともに、三大都市圏において「移住フェア」を開催するなど、移住・定住促進に向けた情報発信等を行います。



南部地域活性化基金を活用した事業【11事業】

予算額 43,462千円

《複数市町が主体となった取組》

- 1. 第一次産業の担い手確保対策事業 1,950千円**【尾鷲市,熊野市,志摩市,御浜町,紀宝町】
南部地域における働く場の確保や定住を促進するため、複数市町が連携して取り組む第一次産業の担い手確保対策に対し、南部地域活性化基金を活用して支援します。
- 2. (新) 幹線道路を活用した誘客促進事業 12,903千円**【玉城町,度会町,南伊勢町,大台町,大紀町,紀北町】
複数市町が連携して取り組む幹線道路(サニーロード、R42号)を活用した誘客促進の取組について、南部地域活性化基金を活用して支援します。
- 3. (新) 移住交流推進事業 2,000千円**【尾鷲市,熊野市,志摩市,大紀町,紀北町】
「空き家調査」や「田舎暮らし体験」など、移住交流の推進に向けた複数市町の取組について、南部地域活性化基金を活用して支援します。
- 4. (新) 子どもの地域学習推進事業 2,184千円**【大台町,南伊勢町,大紀町】
地域を担う人材を育成するため、複数の市町が連携して取り組む、地域への愛着心を育む子どもの教育に対し、南部地域活性化基金を活用して支援します。
- 5. (新) 企業立地セミナー開催事業 2,275千円**【伊勢市,鳥羽市,志摩市,玉城町,度会町,南伊勢町】
南部地域における企業誘致を促進するため、複数市町が連携して取り組む、都市部での企業立地セミナーについて、南部地域活性化基金を活用して支援します。
- 6. (新) 婚活支援事業 2,856千円**【鳥羽市,熊野市,大台町,玉城町,南伊勢町,紀宝町】
若者世代の流出や少子化が著しい南部地域において、市町等が行う婚活支援の取組について、南部地域活性化基金を活用して支援します。
- 7. (新) 東紀州地域資源魅力発信事業 6,000千円**【尾鷲市,熊野市,紀北町】
熊野古道世界遺産登録10周年に向け、複数市町が連携して取り組む地域資源を生かした誘客促進の取組について、南部地域活性化基金を活用して支援します。

《市町と連携した県の取組》

- 1. 集落支援モデルの構築事業 5,438千円**
集落機能を維持するため、市町・大学と連携して、モデル地域において集落が抱える課題に対する地域住民の主体的な取組を支援します。
○尾鷲市早田地域および近隣集落：慶応義塾大学との連携【H24～】
○志摩市渡鹿野島：四日市大学との連携【H24～】
○南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町：三重大学との連携【H25～】
- 2. (新) 集落支援モデル課題解決事業 1,000千円**
集落支援モデルの構築事業の取組を通じて、地域住民の合意形成がなされ地域住民が主体的に取り組む事業に対し支援します。
- 3. (新) 人材育成推進事業 1,606千円**
地域住民の主体的な取組を支える人材の育成を行います。
- 4. (新) 地域資源を活用した雇用創出事業 5,250千円**
地域資源を活用して新しい事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、南部地域活性化基金を活用して、新たな雇用の創出を支援します。



10 熊野古道世界遺産登録 10 周年に向けた取組について

1 現 状

東紀州地域にとって、今後、高速道路の延伸や式年遷宮、「紀伊山地の霊場と参詣道（熊野古道伊勢路）」が世界遺産に登録されて 10 周年を迎えるといった、集客交流にとって大きなチャンスが訪れます。

この絶好の機会を逃すことなく、地域が一体となって、東紀州地域の魅力を強力にアピールして、誘客促進につなげるため、関係者において検討を進めています。

2 検討状況

平成 24 年 7 月に市町担当課長で構成する世界遺産登録 10 周年事業企画委員会を設置し、記念イベントや広報などの検討を進めるとともに、宿泊や交通事業者など地域住民の参画を得て、広報・情報発信、誘客・宿泊、イベント・魅力アップの 3 部会を設置し、民間事業者による体験メニューの充実や食を通じた共通の取組など地域でできる受入について検討しています。

部会においては、①滞在促進に向けた早朝や夜のイベント開催などの仕掛けづくり、②宿泊施設での共通食材による特別メニューの提供やおもてなしの実施、③東紀州ならではの体験メニューの企画などについて協議を行っています。

3 平成 25 年度の取組

県、市町、東紀州観光まちづくり公社及び地域の関係者が協力して、高速道路の延伸や世界遺産登録 10 周年を迎える熊野古道を強力に打ち出した県内外への情報発信・イベントの実施を行い、地域のイメージアップ、誘客促進や地域住民の機運醸成を図り、平成 26 年の 10 周年につなげていきます。

(1) 県の取組

県では、熊野古道の魅力を多くの人に知ってもらうとともに、地域の魅力アップを図り集客交流につなげていくこととしています。

このため首都圏、関西圏など多くの人が集まる都市部において、セミナーなどを開催して、熊野古道伊勢路や東紀州地域の魅力発信を行うとともに、地域の意識を高めるため、地域内でもセミナーを開催します。

また、式年遷宮で賑わう伊勢市内において東紀州地域を PR するとともに、奈良県、和歌山県と連携して、世界遺産熊野古道を全国に発信していきます。

さらに、伊勢から熊野への新たな魅力発見につながる霊場巡拝めぐり等のウォークイベントを実施するとともに、高速道路から地域内への誘客を促進するため、割引クーポンの発行など地域内へ誘導する仕組みづくりを行い、定着させていきたいと考えています。

(2) 市町との連携

各市町におきましても、高速道路の延伸や世界遺産登録 10 周年に合わせて、新規事業の実施や既存事業の内容の見直しなどの検討が進められており、こうした取組を、10 周年事業として、総合的に発信していくことが効果的です。

また、南部地域活性化基金による「東紀州地域資源魅力発信事業」を実施し、世界遺産登録 10 周年のホームページ作成や旅行会社へのセールスなどに取り組みます。

4 今後について

熊野古道世界遺産登録 10 周年事業を、地域が一体となって実施していくため、世界遺産登録 10 周年事業企画委員会での検討を早期に取りまとめ、世界遺産登録 10 周年事業実行委員会（仮称）を設立して、取組を推進していきます。

平成 25 年度は、三重県観光キャンペーンの取組と連携して、高速道路の延伸と熊野古道世界遺産登録 10 周年を中心とした東紀州地域の情報発信や地域の受入態勢の整備と機運の醸成を図るとともに、平成 26 年度に実施する記念事業等の検討と準備を着実にを行い、10 周年につなげていきます。

こうした 10 周年にかかる取組により、高速道路で近くなった東紀州の魅力を体感してもらうことで東紀州のファンを増やし、10 周年を契機に何度も訪れていただける地域にしていきたいと考えています。

11 三重県離島振興計画（案）について

1 三重県離島振興計画の策定について

平成24年6月の改正離島振興法成立を受けて、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画期間とする「三重県離島振興計画」を策定します。

対象地域は、志摩諸島6島〔鳥羽市神島、答志島、菅島、坂手島、志摩市渡鹿野島、間崎島〕です。

2 改正法の概要

離島振興法は、昭和28年制定以来10年ごとに延長され、今回は6回目の延長に伴う改正となります。改正法では、国の責務として人口減少を防ぎ、「定住」を促進する施策を積極的に進めることが明記されました。所管省庁も3省庁から7省庁とし、ソフト施策を含めた幅広い施策により定住対策を実施することとされています。

3 策定過程

離島振興計画は、国の「離島振興活性化基本方針」に基づき、県が策定することとなっています。

策定にあたっては、離島住民との意見交換会やパブリックコメントの実施を通して、離島住民及び県民の意見を聴取するとともに、地元の鳥羽市及び志摩市が策定した各離島振興計画案をふまえています。

4 計画（案）の内容

離島地域の振興にあたっては、いきいきと住み続けることができる定住環境を整備するため、鳥羽市及び志摩市と連携して取り組んでいきます。計画（案）は、法の規定にしたがい下記の16項目で構成していますが、取組内容は、そのうち「2 交通・通信」から「15 人材の育成・確保」までに記述しています。

（構成）

- | | | |
|--------------------|-------------------|------------------|
| 1 基本的方針に関する事項 | 2 交通・通信 | 3 農林水産業等産業振興 |
| <u>4 雇用機会の拡充</u> | 5 生活環境の整備 | 6 医療の確保 |
| 7 <u>介護サービス</u> | 8 高齢者等の福祉 | 9 教育・文化 |
| 10 観光振興 | 11 地域間交流 | |
| <u>12 自然環境の整備</u> | <u>13 エネルギー対策</u> | 14 国土保全・防災対策 |
| <u>15 人材の確保・育成</u> | 16 その他 | （下線は今回新たに加わった項目） |

5 今後のスケジュール

三重県離島振興計画（案）は、今後、国への協議を経て成案となります。国への協議が終了し、三重県離島振興計画を策定するのは5月上旬を予定しています。

三重県離島振興計画（案）の概要

1 基本の方針に関する事項

(1) 地域の概況

○著しく人口減少と高齢化が進んでいる。

(2) 基本の方針

○定住環境の整備のため、鳥羽市及び志摩市と連携して取り組む。

2 交通・通信の確保

○離島航路の確保維持を支援する。

○架橋について、鳥羽市及び志摩市との合意形成を図りながら、必要性と方策について検討する。

○ケーブル網を活用し、情報格差の解消に努める。

3 農林水産業等産業振興

○漁場の資源管理により、生産性向上と水産物の安定供給を図る。

○利便性の高い漁港整備、施設の長寿命化を推進する。

○藻場の再生に取り組む。

○地域資源を活用した産業振興を図る。

4 雇用機会の拡充

○水産業と観光業の担い手対策に努める。

○本土側における企業誘致に努める。

5 生活環境の整備

○上水道の設備更新、合併処理浄化槽の設置、資源リサイクルを促進する。

6 医療の確保

○へき地医療の実施と担い手の確保に努める。

○ドクターヘリなどの活用により、救急医療体制の充実に努める。

7 介護サービスの確保

○地域包括ケアを推進する。

○離島への介護サービス事業者の参入を促進する。

8 高齢者等の福祉

○高齢者の社会参加の促進、高齢者世帯の生活支援、外出支援、見守り体制整備に努める。

○ねたきり防止、健康づくり支援に努める。

9 教育の充実、地域文化の振興

- 離島の特性を生かした教育活動を展開する。
- 海女文化の承継に向け、詳細な調査を行うとともに、海女の拠点としての認知度の向上に努める。

10 観光の振興

- 地域住民の主体的な取組を支援し、地域に密着した観光振興を図る。
- エコツーリズム、ヘルスツーリズムなどニューツーリズムの取組を促進する。
- ロケ地誘致、島のファンづくり、おもてなし力の向上、観光人材の養成を進める。

11 地域間交流の促進

- 体験滞在交流プログラムの開発を促進する。

12 自然環境の保全・再生

- 三重県海岸漂着物対策推進計画に基づき、地域住民及びボランティアと協力して漂着物の回収処理、発生抑制に向けた啓発に取り組む。

13 エネルギー対策

- 離島地域をモデルに、環境・エネルギー技術を活用した地域の産業振興・活性化につながるプロジェクトを進める。

14 国土保全、防災対策

- 海岸、砂防、治山等の国土保全施設を、未整備箇所、老朽化箇所など緊急性の高い箇所から順に整備する。
- 警戒箇所などの情報を住民に提供し、危機管理の体制を強化していく。
- 津波被害想定に対応し、住民とともに、避難高台、避難所、避難経路、案内表示などの点検と見直し、必要に応じた整備を行う。
- 訓練や講演会などを通して住民の防災意識の向上につとめるとともに、関係機関の連携を深める。
- 孤立化対策について、防災関係機関で協議検討し、訓練を通じて検証を行う。

15 人材の確保及び育成

- 大学との連携による集落支援の取組や地域おこし協力隊の活用など、外部人材の活用を進める。

16 その他離島の振興に関し必要な事項

- 計画の推進にあたり、補助制度や税制、法規制の運用などについて、国に配慮を求める。

12 平成 24 年度包括外部監査結果に対する対応方針について

1 外部監査の概要

平成24年度包括外部監査は、「公有財産の管理に関する事務の執行について」をテーマに実施されました。

監査の要点は、

- ・土地・建物等が適切に管理されているか。
- ・土地・建物等の貸付、使用許可は合理的かつ適法に行われているか。
- ・土地・建物等は効率的に利用されているか。
- ・保有建物等を適切に把握し、大規模修繕等の計画及び予算措置等が適切に行われているか。

などでした。

2 地域連携部の外部監査の対象と結果

地域連携部は、「旧三重ソフトウェアセンター」、「大仏山公園」及び「木曾岬千拓地」について監査を受けました。

各財産の監査結果及び意見は次のとおりでした。

・旧三重ソフトウェアセンター	【結果】	0件	【意見】	1件
・大仏山公園	【結果】	0件	【意見】	1件
・木曾岬千拓地	【結果】	0件	【意見】	1件

3 監査の意見の概要と対応方針

(1) 旧三重ソフトウェアセンター

○低利用状態にある稼働状況について

【意見概要】

旧三重ソフトウェアセンター解散以後、四日市市中心部から小一時間ほどかかる立地等から、新規のテナント獲得には至っておらず、低利用状態（利用率 22.1%）が続いている。

現段階では、稼働率向上のための具体的な施策が打たれていない。また、旧三重ソフトウェアセンター存続時から四日市市が職員等を派遣し、事業の中心的役割を果たしてきた関係から、事務的な維持管理に関して四日市市に一任しており、県としての関与は皆無であるといえる。

現場視察を行った際に建物の内外観を観察したが、顕著な劣化は認められず、また、旧三重ソフトウェアセンターの設立から通算して建設から 20 余年しか経っていないことから、建物としての利用価値は残存していると考えられる。しかし、旧三重ソフトウェアセンター解散時から新規のテナントを獲得していない状況等から、今後の飛躍的な稼働率向上のための具体的な施策の立案を課すことは現実的ではない。

以上の状況を鑑み、共同所有者である四日市市と連携し、財産の処分を視野に入れた利活用の施策を検討する必要がある。

【地域連携部対応方針】

現在、当該施設は、三重県の持分を四日市市に貸し付けることで四日市市が一体的に利用・管理していますが、今後の利活用方針については引き続き四日市市と連携して検討を行うとともに、民間への売却や市への譲渡も視野に入れた財産処分についても協議していきます。

(2) 大仏山公園

○未利用状態にある稼働状況について

【意見概要】

施設名称大仏山公園とは、昭和40年代に中南勢地域総合開発構想における住宅政策として位置づけられた大仏山地域の土地約94haのうち、地域連携部が所管する約33haをいう。当該土地はそのほとんどが雑木林であり、未利用である。

これまで、各種連絡協議会及び検討委員会を設置し、土地利用の検討を重ねてきた。そうしたなか、隣接する工業団地予定地（昭和40年代後半に住宅供給公社が当初取得した用地のうち、昭和60年度までにスポーツ公園として整備するために県が取得した土地を除いた残余分）について、関係3市町と協議を重ね、平成20年度に「(工業団地に限らず)ゼロベースで土地利用を考える」ことで合意を得た。これをうけて、大仏山地域の新たな土地利用を検討することを目的として関係3市町長（伊勢市、明和町、玉城町）、副知事及び政策部理事等で構成する大仏山地域土地利用検討協議会を平成21年3月に設置した。

協議会では、土地利用の方向をとりまとめ、それを踏まえて、区域別の土地利用検討、多様な主体の参画の可能性、土地利用者等の需要予測、実現可能な事業主体・規模・手法の検討等を行っているが、現時点では実現可能性の高い具体的な方策の提示までには至っていない。

無論、拙速な議論により方策を決定実行し県財政に負担をかけることは避けなければならないが、その対応は急務であるといえる。

以上を鑑み、今後大仏山地域土地利用検討協議会を通じて地元市町等の連携を図りながら、ニーズを踏まえた実現可能性の高い利活用計画を策定する必要がある。

【地域連携部対応方針】

地域連携部が所管する大仏山地域の土地利用については、大仏山地域土地利用検討協議会での議論を通じて、実現可能性の高い利活用策の検討を行っていきます。

(3) 木曾岬干拓地

○堤防の修繕計画について

【意見概要】

地域連携部が所管する堤防は一部であり、そのほかの大部分を国土交通省、

三重県県土整備部、愛知県がそれぞれ所管している。そのため、一部を修繕しても堤防全体の機能の保持には必ずしもつながらないとのことである。本来、所管部署が連携して機能保持に努めることが望ましいものの、第一義的には所管部署において、適切に維持管理するものであると考える。事実、現場視察の際には、国土交通省が所管する部分について、修繕工事が行われていた。

地域連携部が所管する堤防については、堤防のひび割れの程度がどれほどで、堤防としての機能を保持できているのかどうかの調査も行われておらず、適切に現状の把握ができていないと言えない。

上記を鑑み、堤防について、ひび割れの程度や老朽化に伴う機能への影響を把握し、それを踏まえて、修繕計画の策定を検討する必要がある。

【地域連携部対応方針】

地域連携部が所管する木曾岬干拓地の堤防の老朽化調査を行い、対応を検討していきます。

13 「三重県外郭団体等改革方針（案）」（地域連携部関係分）について

団体別見直し方針

伊勢鉄道（株）

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>① 出資等の見直し</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>式年遷宮行事等による輸送量の増加が期待されることから、引き続き「輸送の安全確保」や「経営基盤の強化」、「輸送量・輸送力の増強」の施策に取り組む。</p>	<p>将来的な出資比率の見直しについて関係者と検討を行う。</p> <p>県職員の役員等就任について見直しを行う。</p>

(一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>引き続き、事業の工夫充実や経費削減等の経営努力に努め、本県の海洋スポーツの普及振興に取り組む。</p>	<p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(財) 三重県武道振興会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>E 事業見直しによる効果の改善</p> <p>G 事業手段見直しによる効率性の改善</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>② 委託・補助金等の見直し</p> <p>③イ 役員等就任の見直し</p>
<p>現在の三重武道館の機能が、津市の計画している屋内スポーツ施設内に移転整備される予定にあることから、効果的な事業実施や効率的な団体運営にも配慮しつつ、津市、関係団体と今後の方向性について協議を行う。</p>	<p>団体のあり方についての津市、関係団体との協議結果を踏まえ、県の関与のあり方についても検討を行う。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公財) 三重県体育協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 —
引き続き、国民体育大会や全国高等学校総合体育大会の開催を見据えた競技力向上対策を検討し、選手の育成・強化に取り組む。	—

14 審議会等の審議状況について
(平成24年11月20日～平成25年2月26日)

1 審議会等の名称	三重県国土利用計画審議会
2 開催年月日	平成25年2月5日(火)
3 委 員	会 長 富田 寿代 副会長 酒井 俊典 委 員 池田 太一 他7名
4 諮問事項	平成24年度の三重県土地利用基本計画の変更、 三重県土地利用基本計画図の変更等に係る運用の 変更について
5 調査審議結果	原案について承認を得ました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	平成24年度第3回三重県スポーツ推進審議会
2 開催年月日	平成24年12月12日（水）
3 委員	会長 鶴原 清志 副会長 馬瀬 隆彦 委員 石川 郷子 他12名
4 諮問事項	①「三重県競技力向上対策基本方針（仮称）」最終案の策定について ②「三重県スポーツ施設整備計画（仮称）」最終案の策定について
5 調査審議結果	「三重県競技力向上対策基本方針（仮称）」最終案及び「三重県スポーツ施設整備計画（仮称）」最終案の策定に向けて審議を行ないました。
6 備考	第4回審議会は、2月下旬に開催予定。

1 審議会等の名称	平成24年度第4回三重県スポーツ推進審議会
2 開催年月日	平成25年2月21日（火）
3 委員	会長 鶴原 清志 副会長 馬瀬 隆彦 委員 垂髪 隆一 他8名
4 諮問事項	①「三重県スポーツ施設整備計画（仮称）」最終案について ②三重県のスポーツ推進に係る取組について
5 調査審議結果	「三重県スポーツ施設整備計画（仮称）」最終案について及び本県のスポーツ推進に係る取組（スポーツ推進のための広報について等）について審議を行ないました。
6 備考	次回は新年度に入り（5月頃）開催予定。